

第 1 5 1 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市財務規則の一部を改正する規則……………3
 甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則……………6
 甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………12
 甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則……………26
 甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………28
 甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………42
 甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則……………46
 甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………74
 障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………76
 甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………103
 甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………152
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に

[告 示]

関する条例施行規則の一部を改正する規則……………175
 生活保護法等指定医療機関廃止公示……………180
 犬又は猫の引取り告示……………181
 入札告示（5件）……………182
 開発行為に関する工事の完了公告……………197
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………198
 犬、猫等の収容告示……………200
 市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税通知書公示送達……………201
 入札告示（3件）……………202
 競争入札参加資格等の公示……………211
 交付要求通知書公示送達……………213
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………214
 開発行為に関する工事の完了公告……………216
 犬又は猫の引取り告示……………217
 開発行為に関する工事の完了公告……………218
 市県民税督促状公示送達……………219

市県民税過誤納金還付通知書公示送達	220
開発行為に関する工事の完了公告	221
入札告示	222
指定居宅サービス事業者の指定公示	225
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	226
甲府市議会定例会招集告示	227
入札告示(2件)	228
甲府市任期付職員採用試験実施公告	234
甲府市職員採用試験実施公告(2件)	235
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の指定公示	237
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	238
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止公 示	239
公売財産の最高価申込者等決定の公告	240
経営管理権集積計画を定めた旨の公告	242
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	243
開発行為に関する工事の完了公告	245
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	246
指定障害福祉サービス事業者の指定公示	247
介護保険被保険者証無効告示	248
空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づく必 要な措置を行うべき旨の公告	249
入札告示	250
[農業委員会]	
甲府市農業委員会11月定例総会招集公告	253
[上下水道局]	
入札告示(4件)	254

[任免辞令]

市長事務部局	267
--------	-----

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第66号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27号様式（その3）を第27号様式（その5）とし、第27号様式（その2）を第27号様式（その3）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 27 号様式 (その 4) (第 46 条関係)

<p>㊦ 甲府市 納付書(納入通知書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法人 名称</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>口座振替 番号</td> <td>合計金額</td> <td>納付 長分</td> <td>納付 短分</td> <td>納付 円角</td> </tr> <tr> <td>納付 番号</td> <td></td> <td>納付 番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付 種別</td> <td></td> <td>納付 種別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付 内容</td> <td></td> <td>納付 内容</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付 金額</td> <td></td> <td>納付 金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付 日付</td> <td></td> <td>納付 日付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	法人 名称	甲府市会計管理者	口座振替 番号	合計金額	納付 長分	納付 短分	納付 円角	納付 番号		納付 番号					納付 種別		納付 種別					納付 内容		納付 内容					納付 金額		納付 金額					納付 日付		納付 日付					<p>㊦ 甲府市 納付書(原簿)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>口座振替 番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>口座振替 番号</td> <td></td> <td>口座振替 番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付者住所</td> <td></td> <td>納付者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td></td> <td>納付期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	口座振替 番号	円	口座振替 番号		口座振替 番号	円	延滞金		延滞金	円	合計金額		合計金額	円	納付者住所		納付者住所		通知書番号		通知書番号		納付期限		納付期限		<p>㊦ 甲府市 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>口座振替 番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>口座振替 番号</td> <td></td> <td>口座振替 番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td></td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付者住所</td> <td></td> <td>納付者住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td></td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td></td> <td>納付期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	口座振替 番号	円	口座振替 番号		口座振替 番号	円	延滞金		延滞金	円	合計金額		合計金額	円	納付者住所		納付者住所		通知書番号		通知書番号		納付期限		納付期限	
法人 名称	甲府市会計管理者	口座振替 番号	合計金額	納付 長分	納付 短分	納付 円角																																																																																														
納付 番号		納付 番号																																																																																																		
納付 種別		納付 種別																																																																																																		
納付 内容		納付 内容																																																																																																		
納付 金額		納付 金額																																																																																																		
納付 日付		納付 日付																																																																																																		
加入者名	甲府市会計管理者	口座振替 番号	円																																																																																																	
口座振替 番号		口座振替 番号	円																																																																																																	
延滞金		延滞金	円																																																																																																	
合計金額		合計金額	円																																																																																																	
納付者住所		納付者住所																																																																																																		
通知書番号		通知書番号																																																																																																		
納付期限		納付期限																																																																																																		
加入者名	甲府市会計管理者	口座振替 番号	円																																																																																																	
口座振替 番号		口座振替 番号	円																																																																																																	
延滞金		延滞金	円																																																																																																	
合計金額		合計金額	円																																																																																																	
納付者住所		納付者住所																																																																																																		
通知書番号		通知書番号																																																																																																		
納付期限		納付期限																																																																																																		
<p>口座振替不能通知書</p> <p>下記の金額が納付期限日に口座振替できませんでした。指定期限までに至急納付してください。</p> <p style="text-align: right;">山梨県甲府市長</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto 10px auto;">印</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>宛(料)額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>			宛(料)額	円	延滞金	円	円	備考																																																																																												
宛(料)額	円	延滞金	円	円																																																																																																
備考																																																																																																				

第 27 号様式 (その 1) の次に次の 1 様式を加える。

第 27 号様式 (その 2) (第 46 条関係)

<p style="text-align: center;">㊦</p> <p style="text-align: center;">甲府市 納付書(原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">加入者名</td><td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>口座記号番号</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>税(料)額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>納付者氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通知書番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>指定期限</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 額収日付印 </div>	加入者名	甲府市会計管理者				口座記号番号		円			税(料)額		円			延滞金		円			合計金額		円			納付者氏名					通知書番号					納期限					指定期限					<p style="text-align: center;">㊦</p> <p style="text-align: center;">甲府市 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">加入者名</td><td style="width: 20%;">甲府市会計管理者</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>口座記号番号</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>税(料)額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延滞金</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>納付者氏名</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>通知書番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>指定期限</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 80px; margin-top: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 額収日付印 </div>	加入者名	甲府市会計管理者				口座記号番号		円			税(料)額		円			延滞金		円			合計金額		円			納付者氏名					通知書番号					納期限					指定期限					<p style="text-align: center;">㊦</p> <p style="text-align: center;">甲府市 納付書(納入済通知書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 15%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td>納期</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>通知書番号</td> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">税(料)額</td> <td style="width: 15%;">延滞金</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">額収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">コ ン ビ ニ 等 取 納 用</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">指定期限</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">納付者氏名</td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円			取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	納期		納期限	通知書番号	年度				税(料)額	延滞金	合計金額	円	円					額収日付印			コ ン ビ ニ 等 取 納 用									指定期限			納付者氏名					
加入者名	甲府市会計管理者																																																																																																																																											
口座記号番号		円																																																																																																																																										
税(料)額		円																																																																																																																																										
延滞金		円																																																																																																																																										
合計金額		円																																																																																																																																										
納付者氏名																																																																																																																																												
通知書番号																																																																																																																																												
納期限																																																																																																																																												
指定期限																																																																																																																																												
加入者名	甲府市会計管理者																																																																																																																																											
口座記号番号		円																																																																																																																																										
税(料)額		円																																																																																																																																										
延滞金		円																																																																																																																																										
合計金額		円																																																																																																																																										
納付者氏名																																																																																																																																												
通知書番号																																																																																																																																												
納期限																																																																																																																																												
指定期限																																																																																																																																												
加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円																																																																																																																																									
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	納期																																																																																																																																								
納期限	通知書番号	年度																																																																																																																																										
税(料)額	延滞金	合計金額	円	円																																																																																																																																								
			額収日付印																																																																																																																																									
コ ン ビ ニ 等 取 納 用																																																																																																																																												
			指定期限																																																																																																																																									
納付者氏名																																																																																																																																												

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第67号

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市印鑑条例施行規則（昭和56年12月規則第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「まっ消」を「抹消」に改める。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

山梨県甲府市長 

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

山梨県甲府市長 様	回 答 書	年 月 日		
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		<table border="1"><tr><td>申請した印鑑</td></tr><tr><td> </td></tr></table>	申請した印鑑	
申請した印鑑				
住 所	_____			
本人署名	_____			
生年月日	_____			

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。		
本人署名		_____

- 備考：1 この通知書は郵送では受理できません。
2 回答書を回答期限内に提出されないときは、受け付けた申請は受理できないこととなります。
3 回答書提出時は、登録申請印鑑と、健康保険資格確認等の本人確認書類をご持参ください。
4 代理人によるときは、委任状と代理人の印鑑も必要です。また、印鑑登録証は代理人に交付されます。

(お問い合わせ先)

第3号様式（第6条関係）

印 鑑 登 録 原 票

印鑑登録番号		登録年月日	
--------	--	-------	--

登録印影	氏名		
	旧氏		
	生年月日		
	住所		

印鑑登録状態 _____ 抹消年月日 _____

抹消事由 _____

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第6条関係）

様

年 月 日

山梨県甲府市長



印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問い合わせ先）

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第6条関係）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

山梨県甲府市長 印

第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第6条関係）

印鑑証明書

印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

この印影は、印鑑登録原票と相違ないことを証明する。

年 月 日

山梨県甲府市長 印

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 6 8 号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和 2 5 年 8 月規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 0 の項中「過誤納金還付充当通知書」を「還付充当通知書」に改め、同表 2 1 の項中「過誤納金還付請求書兼領収書」を「削除」に改め、同表 3 0 の項中「市民税・県民税・森林環境税 税額決定兼納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼決定通知書」に改め、同表の 3 4 の項中「法人市民税更正通知書」を「法人市民税更正・決定通知書」に改め、同表の 3 4 の 2 の項を削る。

第 3 号様式（その 2）を次のように改める。

第3号様式 (その2)

甲府市 納付書(納入済通知書)	甲府市 納付書(原符)	甲府市 領収証書																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 25%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 10%;">納付区分</td> <td style="width: 20%;">期別</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>口座記号番号</td> <td>雑認番号</td> <td></td> <td>納付番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知書番号</td> <td>通知書番号</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納付番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付区分	期別	収納機関番号	口座記号番号	雑認番号		納付番号		通知書番号	通知書番号	延滞金額	円	通知書番号	年度	納期限	納付番号	合計金額	円	通知書番号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 25%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 10%;">納付者氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td>口座記号番号</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税(料)額</td> <td>税(料)額</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>延滞金額</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付者氏名		口座記号番号	口座記号番号	延滞金額	円	通知書番号		税(料)額	税(料)額	延滞金額	円	納期限		延滞金額	延滞金額	合計金額	円	指定期限		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 25%;">甲府市会計管理者</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 10%;">納付者氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>口座記号番号</td> <td>口座記号番号</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>通知書番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税(料)額</td> <td>税(料)額</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>延滞金額</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付者氏名		口座記号番号	口座記号番号	延滞金額	円	通知書番号		税(料)額	税(料)額	延滞金額	円	納期限		延滞金額	延滞金額	合計金額	円	指定期限	
加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付区分	期別																																																																					
収納機関番号	口座記号番号	雑認番号		納付番号																																																																						
通知書番号	通知書番号	延滞金額	円	通知書番号	年度																																																																					
納期限	納付番号	合計金額	円	通知書番号																																																																						
加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付者氏名																																																																						
口座記号番号	口座記号番号	延滞金額	円	通知書番号																																																																						
税(料)額	税(料)額	延滞金額	円	納期限																																																																						
延滞金額	延滞金額	合計金額	円	指定期限																																																																						
加入者名	甲府市会計管理者	合計金額	円	納付者氏名																																																																						
口座記号番号	口座記号番号	延滞金額	円	通知書番号																																																																						
税(料)額	税(料)額	延滞金額	円	納期限																																																																						
延滞金額	延滞金額	合計金額	円	指定期限																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税(料)額</td> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">コ ノ ヒ ニ 等 取 納 用</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table>	税(料)額	延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印	コ ノ ヒ ニ 等 取 納 用						納付者氏名						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table>	延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印	納付者氏名						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">延滞金額</td> <td style="width: 15%;">合計金額</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 15%;">円</td> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">納付者氏名</td> <td></td> </tr> </table>	延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印	納付者氏名																																					
税(料)額	延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印																																																																					
コ ノ ヒ ニ 等 取 納 用																																																																										
納付者氏名																																																																										
延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印																																																																						
納付者氏名																																																																										
延滞金額	合計金額	円	円	領収日付印																																																																						
納付者氏名																																																																										

第3号様式（その4）を次のように改める。

第3号様式（その4）

<p>㊦ 甲府市 納付書(納入済通知書)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>台帳番号</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>口座振替番号</td> <td></td> <td>口座振替番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替額</td> <td></td> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日</td> <td></td> <td>納付日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td>口座</td> <td>口座</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替種別</td> <td>口座振替</td> <td>振替種別</td> <td></td> </tr> </table>	納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印	口座振替番号		口座振替番号		振替額		納付額		振替日		納付日		振替先	口座	口座		振替種別	口座振替	振替種別		<p>㊦ 甲府市 納付書(原付)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>台帳番号</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>口座振替番号</td> <td></td> <td>口座振替番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替額</td> <td></td> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日</td> <td></td> <td>納付日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td>口座</td> <td>口座</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替種別</td> <td>口座振替</td> <td>振替種別</td> <td></td> </tr> </table>	納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印	口座振替番号		口座振替番号		振替額		納付額		振替日		納付日		振替先	口座	口座		振替種別	口座振替	振替種別		<p>㊦ 甲府市 領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納入者名</td> <td>甲府市会計管理者</td> <td>台帳番号</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>口座振替番号</td> <td></td> <td>口座振替番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替額</td> <td></td> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替日</td> <td></td> <td>納付日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td>口座</td> <td>口座</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替種別</td> <td>口座振替</td> <td>振替種別</td> <td></td> </tr> </table>	納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印	口座振替番号		口座振替番号		振替額		納付額		振替日		納付日		振替先	口座	口座		振替種別	口座振替	振替種別	
納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印																																																																							
口座振替番号		口座振替番号																																																																								
振替額		納付額																																																																								
振替日		納付日																																																																								
振替先	口座	口座																																																																								
振替種別	口座振替	振替種別																																																																								
納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印																																																																							
口座振替番号		口座振替番号																																																																								
振替額		納付額																																																																								
振替日		納付日																																																																								
振替先	口座	口座																																																																								
振替種別	口座振替	振替種別																																																																								
納入者名	甲府市会計管理者	台帳番号	印																																																																							
口座振替番号		口座振替番号																																																																								
振替額		納付額																																																																								
振替日		納付日																																																																								
振替先	口座	口座																																																																								
振替種別	口座振替	振替種別																																																																								
<p>口座振替不能通知書</p> <p>下記の金額が納期限日に口座振替できませんでした。指定期限までに至急納付してください。</p> <p style="text-align: right;">山梨県甲府市長</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto;">印</div>																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">税務課</td> <td style="width: 33%;">延滞金</td> <td style="width: 33%;">印</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			税務課	延滞金	印	備考																																																																				
税務課	延滞金	印																																																																								
備考																																																																										

第24号様式を次のように改める。

第24号様式

督促状

下記の金額が 年 月 日現在未納となっていますので、 年 月 日までに至急納めてください。

なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。

※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

年度			
科目			
通知書番号		期/月	
未納額			
延滞金			
督促手数料			
合計金額			
備考			

山梨県甲府市長

印

第32号様式を次のように改める。

第32号様式

第32号様式

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

甲府市 長殿 令和 年 月 日提出		所在地	〒		特別徴収義務者 指定番号	
		フリガナ			宛番号	
給与支払者 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号		フリガナ			担連	所属
		フリガナ			当絡	氏名
給 氏名 生年月日 年 月 日 個人番号 受給者番号 1月1日 現在の住所 異動後の 住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア - (イ))	異動 年月日	異動の事由
		円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転職・長 3. 定年退職・不定期 4. 合併・解散 5. その他 (事由・理由)
受給者 1月1日 現在の住所 異動後の 住所		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継 続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		右から 番号を 記入		
		1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 所在地 フリガナ 氏名又は名称		(新規) 法人番号 担当 者 連 絡 先		新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌10日納入期限分) 納入します。		
3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄				

【提出先】 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所 市民課

第34号様式を次のように改める。

第34号様式

年 月 日

様

山梨県甲府市長



法人市民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定したので通知します。

法人管理番号			
法人名			
所在地			
申告区分		法人税の 修正・更正日	
事業年度			
更正決定事由			

区 分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		
分割基準		
課税標準額又は分割課税標準額		
税率		
法人税割額		
市町村民税の特定寄附金税額控除額		
税額控除超過額相当額の加算額		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額など相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額		
外国の法人税等の額の控除額		
仮払経理に基づく法人税割の控除額		
差引法人税割額		
特約条約の実施に係る法人税割額の控除額		
納付すべき法人税割額	①	②
均等割月額		
納付すべき均等割額	③	④
合計税額 (①+③) 又は (②+④)	⑤	⑥
この通知により納付すべき又は還付すべき(一印)税額 (⑥-⑤)		⑦
指定納期限	⑦の内訳	法人税割額 (②-①) 均等割額 (④-③)

この通知書に記載されている事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分（税額の決定）の取消しを求めるとは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

第34号様式の2を削る。

第35号様式（その1）及び第35号様式（その2）を次のように改める。

第35号様式（その1）

賦課年度	
通知書番号	

固定資産税・都市計画税を本書のとおり通知します。

甲府市長



年度 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

--

区分		固定資産税（円）	都市計画税（円）	期別	納期限	納付額（円）
課税標準額	土地			第1期		
	家屋			第2期		
	合計			第3期		
税率				第4期		
軽減・減免前税額				随時期1		
共用土地税額				随時期2		
軽減税額						
減免税額						
年税額						
合計年税額						

備考	
----	--

第 3 5 号様式 (その 2)

賦課年度	
通知書番号	

固定資産税を本書のとおり通知します。

甲府市長



年度 固定資産税 (償却資産) 納税通知書

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

--

区分	固定資産税 (円)	期別	納期限	納付額 (円)
課税標準額		第 1 期		
税率		第 2 期		
軽減・減免前税額		第 3 期		
軽減税額		第 4 期		
減免税額		随時期 1		
年税額		随時期 2		

備考	
----	--

第50号様式を次のように改める。

第50号様式

年 月 日

様

山梨県甲府市長



法人市民税減免申請に関する通知書

さきに申請のありました法人市民税の減免について、甲府市市税条例第33条第1項の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

減免申請日		調定年度		
法人管理番号				
納税義務者	法人名			
	所在地			
事業年度				
減免		減免前税額	減免額	減免後税額
	法人税割			
	均等割			
	合計			
減免理由				

この通知書に記載されている事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告とし（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる

甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第69号

甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則
甲府市税外収入等の督促及び滞納処分に関する規則（昭和41年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その2）を次のように改める。

第1号様式（その2）（第2条関係）

督促状

下記の金額が 年 月 日現在未納となっていますので、年 月 日までに至急納めてください。

なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。

※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

年度			
科目			
通知書番号		期/月	
未納額			
延滞金			
督促手数料			
合計金額			
備考			

山梨県甲府市長



附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第70号

甲府市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「甲府市国民健康保険療養費支給決定通知書」を「甲府市国民健康保険療養費に係る支給決定通知書」に、「甲府市国民健康保険療養費不支給決定通知書」を「不支給決定通知書」に改める。

第14条の7第2項中「甲府市国民健康保険高額療養費支給決定通知書」を「甲府市国民健康保険高額療養費に係る支給決定通知書」に、「甲府市国民健康保険高額療養費不支給決定通知書」を「不支給決定通知書」に改める。

第16条の6第1項中「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を「国民健康保険料仮徴収額決定通知書」に改め、同条第2項中「国民健康保険料特別徴収仮徴収中止通知書」を「国民健康保険料仮徴収停止決定通知書」に改める。

第21条中「過誤納金還付・充当通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第1号様式の5中「㊟」を削る。

第1号様式の6及び第1号様式の7を次のように改める。

第1号様式の6（第14条の4関係）

年 月 日

被保険者番号：

甲府市長

様



支給決定通知書

先に申請のあった甲府市国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
支給決定日	
振込期日	
金融機関	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

第1号様式の7（第14条の4関係）

年 月 日

被保険者番号：

甲府市長

様



不支給決定通知書

先に申請のあった甲府市国民健康保険療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
不支給決定日	
不支給理由	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行によ生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

第1号様式の11から第1号様式の12の2までを次のように改める。

第1号様式の11（第14条の7関係）

国民健康保険 高額療養費 支給申請書									
被保険者記号・番号		申請者（世帯主）氏名		診療年月		課税区分		所得区分	
交通事故等の第三者行為			有 無						
請求年月	療養を受けた被保険者氏名	生年月日	医療機関等名		入外	日数	総医療費		
		個人番号	医療機関等所在地				被保険者負担額		
傷病名									
貸付額		支給済額		被保険者負担額		限度額		支給額	
甲府市長 年 月 日									
上記のとおり申請します。									
住所 _____									
申請者（世帯主）					個人番号 _____				
氏名 _____					電話番号 _____				
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要）。 ※ご自身で公金受取口座をマイナポータル上で登録している方に限ります。 <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。								
1：現金	金融機関コード		支店コード		種目	口座名義人			
2：振込	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	支店名		口座番号	桁が7	氏名		

世帯主以外の方が受領する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状 年 月 日

国民健康保険給付費等に関する受領を下記の代理人に委任します。

世帯主氏名 _____ 印
 （申請者）
 代理人住所 _____
 代理人氏名 _____ 個人番号 _____

第1号様式の12（第14条の7関係）

年 月 日

被保険者番号：

甲府市長

様

印

支給決定通知書

先に申請のあった甲府市国民健康保険高額療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
支給決定日	
振込期日	
金融機関	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

第1号様式の12の2（第14条の7関係）

年 月 日

被保険者番号：

甲府市長

様



不支給決定通知書

先に申請のあった甲府市国民健康保険高額療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	円
不支給決定日	
不支給理由	

注 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県国民健康保険審査会に審査請求することができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行によ生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

〈お問い合わせ先〉

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第15条関係）

退職後6か月	
収 納	担 当
確認済	

甲 府 市 国 民 健 康 保 険 出 産 育 児 一 時 金 支 給 申 請 書

年 月 日			
(あて先) 甲府市長			
(世帯主) 〒 —			
住 所			
氏 名			
電話番号			
被 保 険 者 記 号 番 号		—	
分 べ ん 年 月 日 (赤ちゃんの生まれた日)		年 月 日	
分 べ ん 者 氏 名 (お母さんの氏名)		世帯主との続柄	
出 生 児 氏 名 (赤ちゃんの氏名)		世帯主との続柄	
口座振込依頼書 (世帯主の口座)			
金融機関名		コード	
銀行 信用金庫 信用組合 農協		本・支店	
種別		口座番号	
普通・当座 貯蓄・窓口払		口座名義人 (カタカナ)	
受 付		支給金額	

第3号様式（第16条関係）

退職後3か月	
収納	担当

甲府市国民健康保険
葬祭費支給申請書

年 月 日			
(あて先) 甲府市長			
(葬祭を行う者)			
〒 -			
住 所			
氏 名			
電話番号			
被 保 険 者 記 号 番 号		—	
死 亡 年 月 日	年 月 日		
死 亡 者 氏 名 及 び 生 年 月 日	個人番号		葬祭を行う者との 統 一 制
	昭和・平成・令和 年 月 日		
振込先（葬祭を行う者の口座）			
金融機関名		コード	本・支店
銀行 信用金庫 信用組合 農協			
種別	口座番号		口座名義人（カタカナ）
普通・当座 貯蓄・窓口払			
受 付		支 給 金 額	

第4号様式の3（第16条の6関係）

年度 国民健康保険料 仮徴収額決定通知書

様 年 月 日
 甲府市長 樋口 雄一 印

年度 国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名			被保険者番号	
生年月日		性別		
住 所				
仮徴収決定額				

年度 特別徴収仮徴収額 算定明細

年間保険料額		1回あたりの仮徴収額
円		円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	仮徴収額	年金支給月
4月	円	4月
6月	円	6月
8月	円	8月
仮徴収合計額	円	

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

第4号様式の4（第16条の6関係）

年度 国民健康保険料 仮徴収停止決定通知書

様 年 月 日
 甲府市長 樋口 雄一 印

年度 国民健康保険料 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名			被保険者番号	
生年月日		性別		
住 所				

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4月	円	円
6月	円	円
8月	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険料納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

督促状

下記の金額が 年 月 日現在未納となっていますので、年 月 日までに至急納めてください。

なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。

※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

年度			
科目			
通知書番号		期/月	
未納額			
延滞金			
督促手数料			
合計金額			
備考			

山梨県甲府市長



附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第71号

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「過誤納金還付・充当通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年度 後期高齢者医療保険料 納入通知書

甲府市長



決定(変更)理由		【期別保険料額】				納期限
		期別・月	普通徴取(円)	特別徴取(円)	普通徴取(円)	
徴収決定年月日		4月				
市町村別保険料額		5月				
		6月				
		7月				
		8月				
		9月				
		10月				
		11月				
		12月				
納付方法		1月				
特別徴取義務者		2月				
特別徴取対象年金		3月				
特別徴取年金給付額		合計額				

第 3 号様式 (第 4 条関係)

甲府市 年度 後期高齢者医療保険料 納入済通知書 (公)									
加入者名 甲府市会計管理者		口座番号		金額		円			
賦課年度	相当年度	通知書番号		期別					
被保険者番号	納期限		取扱期限						
督促手数料		延滞金		合計		円			
被保険者氏名									
コ 取 ン 納 ビ 用 ニ 等	領収日付印								

口座番号		加入者名 甲府市会計管理者	
甲府市 納付書(原符) 後期高齢者医療保険料 (公) 年度			
被保険者氏名			
賦課年度	相当年度		
通知書番号			
期別	被保険者番号		
納期限			
金額			
延滞金			
納付合計額			
取扱期限			
甲府市		領収日付印	

口座番号		加入者名 甲府市会計管理者	
甲府市 領収証書 (公)			
被保険者氏名			
賦課年度	相当年度		
通知書番号			
期別	被保険者番号		
納期限			
金額			
延滞金			
納付合計額			
取扱期限			
甲府市		領収日付印	

督促状

下記の金額が 年 月 日現在未納となっていますので、年 月 日までに至急納めてください。

なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。

※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

年度			
科目			
通知書番号		期/月	
未納額			
延滞金			
督促手数料			
合計金額			
備考			

山梨県甲府市長

印

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第72号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「介護保険福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に改め、同条第2項中「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書」に改め、「。以下「支給（不支給）決定通知書」という。」を削る。

第14条第1項中「介護保険住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」に改め、同条第2項中「支給（不支給）決定通知書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書（第3号様式の2）」に改める。

第16条第2項中「関する決定通知」を「関する認定申請」に改める。

第17条第2項中「支給（不支給）決定通知書」を「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（第8号様式の2。以下「支給（不支給）決定通知書」という。）」に改める。

第18条第3項中「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改め、「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する決定通知）」を「介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」に改める。

第23条第1項中「介護保険高額介護サービス費等支給申請書」を「介護保険高

額介護（予防）サービス費等支給申請書」に改め、同条第2項中「高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」を「介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条第3項から第7項までを削る。

第23条の2を削る。

第23条の3第2項中「甲府市介護保険（保険給付）自己負担額証明書」を「介護保険（保険給付）自己負担額証明書」に改め、同条第3項中「高額医療合算介護サービス費等支給（不支給）決定通知書」を「高額医療合算介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条を第23条の2とする。

第24条の2第1項中「介護保険料納入通知書」を「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」に改め、同条第2項中「介護保険料更正通知書」を「納入通知書（介護保険料額変更通知書）」に改め、同条第3項中「介護保険料特別徴収仮徴収額通知書」を「介護保険料特別徴収開始通知書（仮徴収）」に改める。

第33条中「過誤納金還付・充当通知書」を「還付充当通知書」に改める。

第1号様式中「介護保険福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」に、

「

被保険者氏名	㊟
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第13条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名		
サービス提供年月						
受付年月日				決定年月日		
本人支払額						
支給可否				支給金額		
不支給の理由						
振込口座	金融機関					
	口座種目			口座番号		
	口座名義人					
振込予定日						
窓口払	お持ちいただくもの			支払場所		
				支払期間		

（お問い合わせ先）

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第3号様式中「介護保険住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」に、

「

被保険者氏名	印
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2（第14条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名		
サービス提供年月						
受付年月日				決定年月日		
本人支払額						
支給可否				支給金額		
不支給の理由						
振込口座	金融機関					
	口座種目			口座番号		
	口座名義人					
振込予定日						
窓口払	お持ちいただくもの			支払場所		
				支払期間		

（お問い合わせ先）

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第4号様式中

「

被保険者氏名	印
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に、
「

年 月 日生

」を「

年 月 日

」に改める。

第4号様式の2中「印」を削る。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険負担限度額認定決定通知書

年 月 日に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)	
2 承認しない			
備 考			

課税層に対する特例減額措置者の場合、課税層に対する特例減額措置の要件に該当しなくなった場合には負担限度額認定証を返還する必要があります。
(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 6 号様式中

「

被保険者氏名	印
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に、

「

年 月 日生

」を「

年 月 日

」に改める。

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

甲府市長



介護保険特定負担限度額認定決定通知書
 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

年 月 日に申請のありました、食費・居住費に係る特定負担限度額認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)	
2 承認しない			

(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 8 号様式中

「

被保険者氏名	印
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に改め、同様式

の次に次の 1 様式を加える。

第8号様式の2（第17条関係）

年 月 日

様

甲府市長 印

介護保険給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名				被保険者番号		
受付年月日				決定年月日		
本人支払額	円			対象年月		
給付の種類						
支給				支給金額	円	
理由						
支払方法						
窓口払				口座払		
お持ちいただくもの				振込先	金融機関	
支払場所					口座種別	
支払期間					口座番号	
					口座名義人	
			支払予定日			

(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第10号様式から第13号様式までを次のように改める。

第10号様式（第18条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書

年 月 日に申請のありました、利用者負担額減額・免除認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)	
2 承認しない			

(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第11号様式（第18条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険利用者負担額減額・免除認定決定通知書
 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

年 月 日に申請のありました、利用者負担額減額・免除認定については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日			
決定事項			
1 承認する	適用年月日 有効期限	(承認内容)	
2 承認しない			

(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求ができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 1 2 号様式 (第 1 8 条関係)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証
(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証									
交付年月日									
番 号									
住 所									
フリガナ									
氏 名									
生年月日									
適用年月日	から								
有効期限	まで								
減額・免除認定事項	給付率 / 100								
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">甲府市 印</p>								

(裏面)

注 意 事 項

- 一 介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 二 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時の居住又は滞在に必要な費用及び食事に必要な費用を除く）から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を甲府市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、甲府市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

第 1 3 号様式 (第 1 8 条関係)

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)									
交付年月日									
番 号									
住 所									
フリガナ									
氏 名									
生年月日									
適用年月日	から								
有効期限	まで								
減額・免除等認定事項	給付率 / 100								
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">甲府市 印</p>								

(裏面)

注 意 事 項

- 一 特別養護老人ホームから指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定介護福祉施設サービス等」という。）を受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口へ提出してください。
- 二 指定介護福祉施設サービス等を受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険特定負担限度額認定証によって指定介護福祉施設サービス等を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き継ぎ、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く）は、遅滞なく、この証を甲府市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、甲府市にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を利用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

第 1 4 号様式中

「

被保険者氏名	印
--------	---

」を「

被保険者氏名	
--------	--

」に改める。

第 1 5 号様式及び第 1 6 号様式を次のように改める。

第15号様式（第23条関係）

第15号様式(第23条関係)

介護保険高額介護（予防）サービス費等支給申請書

（新規・変更）

代理申請者	本人申請の場合記載不要	委任状	私は、左記の者にこの申請を委任します。 (家族の場合記載不要)
	住所：		被保険者 本人氏名
	電話番号： ()		
氏名：	(本人との関係：)	(本人自署の場合は押印不要)	

フリガナ	保険者番号	1	9	2	0	1	3
被保険者氏名	被保険者番号						
	個人番号						
生年月日	年 月 日						
住所	〒 電話番号 ()						

(あて先) 甲府市長
 上記のとおり高額介護(予防)サービス費の支給を申請します。
 高額介護(予防)サービス費は、下記の口座に振り込んでください。
 なお、支給決定にあたり、私及び私の属する世帯の世帯員の老齢福祉年金受給情報・生活保護受給情報・市民税課税情報を調査することに同意します。
 また、今後支給される高額介護(予防)サービス費について、負担区分の変更、介護給付費明細等による過誤調整により返還金が生じた場合は、翌月以降に支給される高額介護(予防)サービス費の全部又は一部をこれに充てることを承諾します。

注意・今回の申請以降、高額介護(予防)サービス費が支給される場合、申請手続きは不要となります。
 ・この申請以降の高額介護(予防)サービス費は、今回申請した指定口座に振り込まれます。
 ・給付額の減額を受けている方については、高額介護(予防)サービス費の支給ができない場合があります。

口座振込 依頼欄	銀行		本店		種目		口座番号	
	信用金庫		支店		1 普通預金			
	信用組合		出張所		2 当座預金			
	農協		支所		フリガナ			
金融機関 コード			店 舗 コード			(被保険者) 口座名義人		

※本人以外の口座に振込みを希望する方は、以下を記入してください。

委任状	私に支払われる高額介護（予防）サービス費等については、下記の者にその受領に係る権限を委任します。
	○委任される者(口座名義人) 住所 氏名 本人との関係()
	○委任する者(被保険者) 氏名 (印)

受付	入力

第16号様式（第23条関係）

年 月 日

様

甲府市長

印

介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
サービス提供年月			
決定年月日			
給付の種類			
支給可否			
本人支払額		支給金額	
不支給の理由			
備考			
振込口座	金融機関		
	口座種目	口座番号	
	口座名義人		
振込予定日			
窓口払	お持ちいただくもの	支払場所	
		支払期間	

（お問い合わせ先）

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第17号様式から第22号様式までを次のように改める。

第17号様式から第22号様式まで 削除

第23号様式中「第23条の3」を「第23条の2」に、

「
年 月 日生」 を 「
年 月 日」 に、

「
郵便番号 住所
申請代表者
氏名」
を 「
郵便番号 住所
申請代表者
氏名」 に改める。

第24号様式中「第23条の3」を「第23条の2」に、「甲府市介護保険（保険給付）自己負担額証明書」を「介護保険（保険給付）自己負担額証明書」に、「下記」を「次」に、「問い合わせ先」を「お問い合わせ先」に改める。

第25号様式を次のように改める。

第 2 5 号様式（第 2 3 条の 2 関係）

年 月 日

甲府市長



高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書

年 月 日に申請のありました高額医療合算介護(予防)サービス費支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名			
計算対象期間	～						
申請年月日				決定年月日			
計算対象期間中の自己負担額の合計額				支給金額			
給付の種類							
支給可否							
不支給の理由							
備考							
振込口座	金融機関						
	口座種目			口座番号			
	口座名義人						
振込予定日							
窓口払	お持ちいただくもの				支払場所		
					支払期間		

(お問い合わせ先)

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求ができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 26 号様式中

「
年 月 日生 を 年 月 日 に改める。
」

第 27 号様式から第 30 号様式までを次のように改める。

第27号様式（第24条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



年度 納入通知書（介護保険料額決定通知書）

年度分（年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
生年月日		性別	
住所			
決定年月日			
決定理由			

年間保険料額		月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
				特別徴収	普通徴収	
これからの保険料納付方法等	保険料徴収方法	4月				
		5月				
		6月				
		7月				
		8月				
		9月				
		10月				
		11月				
		12月				
		1月				
		2月				
		3月				
	合計額					

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
 なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③ - ④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関			
口座種目	口座番号		
口座名義人			

(お問い合わせ先)

第28号様式（第24条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



年度 納入通知書（介護保険料額変更通知書）

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額が次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名				
生年月日		性別				
住所						
変更年月日						
変更理由						
年間保険料額						
これまでの保険料納付等	月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴取の場合の 納期限
保険料徴収方法		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
特別徴収義務者						
特別徴収対象年金						
計						
これからの保険料納付等		合計額				
保険料徴収方法		差引増減額				
特別徴収義務者						
特別徴収対象年金						

特別徴収の権に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
 なお、2月の特別徴収の権に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

	期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③ - ④
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関			
口座種目	口座番号		
口座名義人			

(お問い合わせ先)

第29号様式（第24条の2関係）

年 月 日

様

甲府市長



年度 介護保険料特別徴収開始通知書（仮徴収）

年度分のあなたの介護保険料を年金から特別徴収しますので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
生年月日		性別	
住所			

これからの保険料納付方法

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料額

年金支払月	特別徴収される保険料額
4月	
6月	
8月	
仮徴収額合計	

10月以降の保険料額は、あなたの年間保険料額から4月から8月までに特別徴収された保険料の合計額を差し引いた額になります。

（お問い合わせ先）

督促状

下記の金額が 年 月 日現在未納となっておりますので、年 月 日までに至急納めてください。

なお、本状到着前に既に納められた場合は、行き違いですのでご了承ください。

※金融機関等で納めてから本市が入金確認できるまで2週間程度かかる場合があります。

年度			
科目			
通知書番号		期/月	
未納額			
延滞金			
督促手数料			
合計金額			
備考			

山梨県甲府市長

印

第34号様式から第36号様式までを次のように改める。

第34号様式（第32条関係）

年 月 日

様

甲府市長



介護保険料徴収猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日に申請がありました 年度分介護保険料の徴収猶予については、次のとおり と
決定しましたので通知します。

被保険者番号				被保険者氏名		
徴収猶予決定年月日						
決 定 理 由						
備 考						
調 定 年 度	期 別	保 険 料 額	徴 収 猶 予 期 間			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
			～			
合 計			～			

(お問い合わせ先)

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表するものは市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 3 5 号様式（第 3 2 条関係）

年 月 日

様

甲府市長



介護保険料減免承認（不承認）決定通知書

年 月 日に申請がありました 年度分介護保険料の減免については、次のとおり と
決定しましたので通知します。

被保険者番号		被保険者氏名	
決定年月日		決定した減免額	
減免前保険料額		減免後保険料額	
決定理由			
備考			

（お問い合わせ先）

審査請求及び取消訴訟

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県介護保険審査会（山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号）に審査請求することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。）

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告（訴訟において市を代表するものは市長となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第73号

甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市身体障害者福祉法施行細則（平成6年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その1）を次のように改める。

第1号様式（その1）（第2条関係）

年 月 日作成

身体障害者更生指導台帳			手帳番号	第 号	
障害者 本人	カナ氏名			生年月日	
	氏 名				
	住 所			電話番号	
保護者	氏 名			本人との続柄	
	住 所				
初回交付年月日				再交付年月日	
総合等級				障害種別	
障害名					
	障害部位	部位等級	部位認定日	再認定年月	障害内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
家 族 状 況	氏 名		本人との続柄		生年月日
備 考					

附 則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第74号

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則（昭和61年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定をした旨の通知書 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 省令第3条第1項の規定による場合 第6号様式
 - イ 省令第16条において準用する省令第3条第1項の規定による場合 第6号様式の2
- (2) 特別障害者手当等を支給しない旨の通知書 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 省令第3条第2項の規定による場合 第7号様式
 - イ 省令第16条において準用する省令第3条第2項の規定による場合 第7号様式の2
 - ウ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条（以下本則において「昭和60年法律第34号」という。）の規定による場合 第7号様式の3
- (3) 特別障害者手当等の停止を解除した旨の通知書 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 省令第6条の規定による場合 第7号様式の4

- イ 省令第16条において準用する省令第6条の規定による場合 第7号様式の5
 - ウ 昭和60年法律第34号の規定による場合 第7号様式の6
 - (4) 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格がないと認めた旨の通知書次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 省令第4条の規定による場合 第8号様式
 - イ 省令第16条において準用する省令第4条の規定による場合 第8号様式の2
 - (5) 特別障害者手当等の受給資格が消滅した旨の通知書 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 省令第11条の規定による場合 第9号様式
 - イ 省令第16条において準用する省令第11条の規定による場合 第9号様式の2
 - ウ 昭和60年法律第34号の規定による場合 第9号様式の3
 - (6) 法第22条第1項（法第26条の5において準用する場合及び昭和60年法律第34号の規定による場合を含む。）の規定に該当しない旨の通知書
 - ア 法第22条第1項の規定による場合 第10号様式
 - イ 法第26条の5において準用する法第22条第1項の規定による場合 第10号様式の2
 - ウ 昭和60年法律第34号の規定による場合 第10号様式の3
 - (7) 特別障害者手当等の支給を開始する旨の通知書 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める様式
 - ア 障害児福祉手当の場合 第10号様式の4
 - イ 特別障害者手当の場合 第10号様式の5
 - ウ 昭和60年法律第34号の規定による福祉手当の場合 第10号様式の6
- 第5条第1号中「住所を変更したとき」の次に「並びに特別障害者手当等の支払を受ける口座を変更するとき」を加える。
- 第2号様式から第2号様式の3までを次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

(都道府県名)		障害児福祉手当受給者台帳					
(実施機関名)		認定年月日 支給開始年月		整理番号	個人番号		
氏名	(フリガナ)	住所	住	支 私 地	(フリガナ)	公的給付支給 等口座	
	(フリガナ)					公的給付支給 等口座	
		(. . . 変更)				(. . . 変更)	
障害名			障害の程度				
手 当 額	月 額	改 定 年 月	年 次	届 出 の 有 無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間	
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
受 給 資 格 喪 失 年 月 日		年 月 日	受 給 資 格 喪 失 事 由				
備 考				配偶者			個人番号
				扶養義務者 (続柄)			個人番号

第2号様式の2（第3条関係）

(都道府県名)		特別障害者手当受給者台帳				整理番号	
(実施機関名)		〔 認定年月日 支給開始年月		個人番号			
氏名	(フリガナ)	住所			支(支払方法)	公的給付支給等口座	
	(フリガナ)					公的給付支給等口座	
(. . . 変更)		(. . . 変更)		(. . . 変更)			
障害名			障害の程度				
手 当 額	月 額	改 定 年 月	年 次	届 出 の 有 無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間	
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
受 給 資 格 喪 失 年 月 日		年 月 日	受 給 資 格 喪 失 事 由				
備 考				配偶者	個人番号		
				扶養義務者 (続柄)	個人番号		

第2号様式の3 (第3条関係)

(都道府県名)		福祉手当受給者台帳					
(実施機関名)		〔 認定年月日 支給開始年月 〕		整理番号	個人番号		
氏名	(フリガナ)	住所				支(支払方法)	公的給付支給等口座
	(フリガナ)						公的給付支給等口座
(. . . 変更)		(. . . 変更)			(. . . 変更)		
障害名			障害の程度				
手当額	月 額	改 定 年 月	年 次	届 出 の 有 無	所得制限該当・非該当別	支 給 停 止 期 間	
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
	円 .		年			年 月 から	年 月 まで
受 給 資 格 喪 失 年 月 日	年 月 日	受 給 資 格 喪 失 事 由					
備 考	配偶者			個人番号			
	扶養義務者(続柄)			個人番号			

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当認定通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで請求のありました障害児福祉手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。 記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額		支給開始年月	
振込先又は支払場所			
備考			

この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当認定通知書

甲府市福祉事務所長 

年 月 日付けで請求のありました特別障害者手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。 記

受給者氏名			
受給者住所			
支給当月額		支給開始年月	
振込先又は 支払場所			
備考			

この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当支給停止通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの障害児福祉手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	
備 考	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第7号様式の次に次の5様式を加える。

第7号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当支給停止通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの特別障害者手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	
備考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第7号様式の3（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉手当支給停止通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの福祉手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	
備 考	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第7号様式の4（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当支給停止解除通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの障害児福祉手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	
備考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当支給停止解除通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの特別障害者手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	
備考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第7号様式の6（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉手当支給停止解除通知書

甲府市福祉事務所長



あなたの福祉手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	
備考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当認定請求却下通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで障害児福祉手当の認定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
却下した理由	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

特別障害者手当認定請求却下通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで特別障害者手当の認定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
却下した理由	

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当資格喪失通知書

甲府市福祉事務所長



下記のとおり、障害児福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	
備 考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第9号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当資格喪失通知書

甲府市福祉事務所長



下記のとおり、特別障害者手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	
備考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分取消を求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第9号様式の3（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉手当資格喪失通知書

甲府市福祉事務所長



下記のとおり、福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	
備 考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

<お問い合わせ先>

第10号様式を次のように改める。
第10号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当被災非該当通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付で被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

翌年8月以降について再び障害児福祉手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第10号様式の次に次の5様式を加える。

第10号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当被災非該当通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

翌年8月以降について再び特別障害者手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第10号様式の3（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉手当被災非該当通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付で被災状況書の提出がありました。下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

この処分に対する不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、山梨県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

翌年8月以降について再び福祉手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

<お問い合わせ先>

第10号様式の4（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当支給開始決定通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで届出のありました障害児福祉手当については、下記のとおり支給を開始しますので通知します。
なお、年 月分以前に未払いの手当があった場合、該当分については前居住地を管轄する市区町村が支給しますのでご注意ください。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額		支給開始年月	
振込先又は支払場所			
備考			

<お問い合わせ先>

第10号様式の5（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当支給開始決定通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで届出のありました特別障害者手当については、下記のとおり支給を開始しますので通知します。
なお、年 月分以前に未払いの手当があった場合、該当分については前居住地を管轄する市区町村が支給しますのでご注意ください。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額		支給開始年月	
振込先又は 支払場所			
備 考			

<お問い合わせ先>

第10号様式の6（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福祉手当支給開始決定通知書

甲府市福祉事務所長



年 月 日付けで届出のありました福祉手当については、下記のとおり支給を開始しますので通知します。
なお、年 月分以前に未払いの手当があった場合、該当分については前居住地を管轄する市区町村が支給しますのでご注意ください。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額		支給開始年月	
振込先又は支払場所			
備考			

<お問い合わせ先>

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

第11号様式（第5条関係）

		変更年月日		年 月 日		
障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当 住所・氏名・支払方法変更届						
(フリガナ) 受給者の氏名						
個人番号						
受給者	住所	変更前	〒			
		変更後	〒			
	氏名	変更前				
		変更後				
配偶者 または 扶養義務者	住所	変更前	〒 <input type="checkbox"/> 受給者に同じ			
		変更後	〒 <input type="checkbox"/> 受給者に同じ			
	氏名	変更前				
		変更後				
支払希望 金融機関	変更前	銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号	
		ゆうちょ銀行	記号	番号		
		口座名義人カナ				
		公金受取口座		有 ・ 無		
	変更後	受取 口座	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要 があります。 <input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。			
		銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座 ()	口座番号	
		ゆうちょ銀行	記号	番号		
		口座名義人カナ				
誓約事項	<input type="checkbox"/> 上記について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。					
上記のとおり、変更を届け出ます。						
年 月 日 (あて先) 甲府市福祉事務所長			氏 名 電話番号			

第12号様式（第5条関係）

（表 面）

障害児福祉手当 特別障害者手当 資格喪失届 福 祉 手 当																
(フリガナ) 受給者の氏名																
受給者の住所	〒															
受給者の 個人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td><td style="width: 5%;"></td> </tr> </table>															
受給資格がなく なった理由	1 障害年金等を受けるようになった (種類)) 2 施設に入所した (種類)) 3 病院・診療所に3か月以上継続して入院するに至った。 4 障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態に該当し なくなった。 5 その他()															
上記の理由が発 生した日	年 月 日															
上記のとおり、障害児福祉手当 特別障害者手当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 福 祉 手 当 年 月 日 (あて先) 氏 名 甲府市福祉事務所長 電話番号																

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。記名押印に代えて署名することができます。

(裏面)

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、該当する番号を○で囲むとともに（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- 2 受給者が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人々に、受給者の死亡届を出してもらうことになります。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第75号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年9月規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に、「世帯状況・収入等申告書」を「世帯状況・収入等申告書（介護給付費等）」に改める。

第3条の見出し中「地域相談支援給付費及び」を削り、同条中「第34条の31第1項及び」を削り、「介護給付費・訓練等給付・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（第2号様式の2）」に改める。

第5条中「支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」に、「却下決定通知書」を「却下決定通知書（介護給付費等）」に改める。

第5条の2中「計画相談支援給付費支給（不支給）通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改める。

第9条中「介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別

給付費（地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第11条中「支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」に改める。

第13条中「支給決定取消通知書」を「支給（給付）決定取消通知書」に改める。

第13条の2中「計画相談支援給付費支給決定取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第14条中「障害福祉サービス等申請内容変更届」を「申請内容変更届出書（介護給付費等）」に改める。

第15条中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（介護給付費等）」に改める。

第19条中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 障害者総合支援法施行規則第65条の9の2第3項に規定する申請書は、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（第16号様式の2）とする。

第20条中「第76条の2第1項に規定する」を「第76条の2第1項第1号に規定する者に係る」に、「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 障害者総合支援法第76条の2第1項第2号に規定する者に係る高額障害福祉サービス等給付費の支給の要否の決定の通知は、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（第17号様式の2）により行うものとする。

第21条中「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（第18号様式）」を「自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（第18号様式）及び自立支援医療費（更生）支給認定申請書

（新規・再認定・変更）（第18号様式の2）」に改める。

第22条中「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）（第19号様式）」を「自立支援医療受給者証（育成医療）（第19号様式）及び自立支援医療受給者証（更生医療）（第19号様式の2）」に改める。

第23条中「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定却下決定通知書（第20号様式）」を「自立支援医療（育成医療）支給認定却下決定通知書（第20号様式）又は自立支援医療（更生医療）支給認定却下決定通知書（第20号様式の2）」に改める。

第24条中「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）及び自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

第25条中「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療）（第21号様式）」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）（第21号様式）及び自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）（第21号様式の2）」に改める。

第26条中「自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療）再交付申請書（第22号様式）」を「自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療）（第22号様式）及び自立支援医療受給者証再交付申請書（更生医療）（第22号様式の2）」に改める。

第27条中「支給認定取消通知書（第23号様式）」を「自立支援医療（育成医療）支給認定取消通知書（第23号様式）又は自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書（第23号様式の2）」に改める。

第30条第1項中「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書兼調査書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改め、同条第2項中「補装具費支給却下決定通知書」を「補装具支給却下通知書」に改める。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条、第9条関係）

（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

（あて先）甲府市福祉事務所長

次のとおり申請します。

		申請年月日		年	月	日
申請者	フリガナ	個人番号				
	氏名	生年月日		年	月	日
	居住地	〒 電話番号				
フリガナ		個人番号				
支給申請に係る児童氏名		生年月日		年	月	日
		続柄				
身体障害者 手帳番号	療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名 等		
障害基礎年金の受給の有無		有（1級・2級・3級）・無		生活保護の受給の有無		有・無

サービス利用の状況	障害福祉 関係サービス	障害支援 区分の認定		有効 期間	
	利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険 サービス	要介護認定		要介護度		
	利用中のサービスの種類と内容等				

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他		<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助	
		<input type="checkbox"/> 同行援護	<input type="checkbox"/> 就労選択支援	
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
訓練系・就労系 日中活動系		<input type="checkbox"/> 短期入所	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	
		<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援（養成施設）	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	
居住系		<input type="checkbox"/> 施設入所支援	<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	
			<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援		<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
		<input type="checkbox"/> 地域定着支援		

私（共）に係る支給決定に関する事項について、関係部署、官公署、関係機関、関係者等に甲府市福祉事務所長が調査すること及びサービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定調査票、概況調査等の調査票や医師意見書等を、指定特定相談支援事業者等に資料として提供することに同意します。

申請者氏名

主治医(※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯(※)に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②のあてはまる方にも○をつける。 ① 利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万円以下のもの ② ①以外の者 3. 市町村民税課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児及び 20 歳未満の施設入所者：所得割 28 万円未満）に属する者	
	<input type="checkbox"/> II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳） 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 療養介護利用者であること（年齢 歳）
	<input type="checkbox"/> III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20歳以上の方〉 1. 施設入所者であること（年齢 歳） 2. 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1. 施設入所者であること（年齢 歳）
	<input type="checkbox"/> IV グループホーム入居者に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯にあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。	
<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

第2号様式（第2条関係）

世帯状況・収入等申告書（介護給付費等）

（あて先）甲府市福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者住所
氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

障害者（20歳未満の施設に入所する者を除く。）で配偶者がいる場合には、世帯員欄に配偶者を記入してください。

申請者が20歳未満の施設に入所する者又は、障害児の保護者の場合には、世帯員欄に住民票上の世帯に属する世帯員について記入してください。

	氏名	生年月日			本人との関係	扶養親族等の人数		市町村民税の状況
		個人番号	16歳未満	16～18歳				
申請者		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
世帯員		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	
		年 月 日					<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税	

2 申請者の収入の状況について

（以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付（施設入所者に限る。）を申請する場合のみ記入してください。）

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A) (年収)

区分	種 類	収入額
税 得 等 収 入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（ ）	円
収 入 他	仕送り収入	円
	不動産による家賃収入	円
	その他の収入（ ）	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

（記入上の注意）

1. 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
2. 書ききれない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
3. 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2（第3条関係）

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

（あて先）甲府市福祉事務所長

次のとおり（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費、児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費）の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		個人番号			
	居住地	〒				
			電話番号			
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		続柄			
			個人番号			
		電話番号				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）				
フリガナ		申請者 との関係			
氏名					
住所	〒				
		電話番号			

第3号様式から第9号様式までを次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



障害支援区分認定通知書

年 月 日付けの支給申請に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名		認定年月日	
障害支援区分			
障害支援区分の認定の有効期間			
(留意事項)			
1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。			
2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。			
3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求ができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



**（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）
支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書**

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条（及び）第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7及び第51条の14）の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますとの通知します。

記

障害福祉サービス受給者証番号		地域相談支援給付決定に係る氏名	
支給（給付）決定障害者（保護者）氏名		支給決定に保	
障害支援区分	支給（給付）決定年月日	障害支援区分の有効期間	
支給（給付）決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給（給付）量	有効期間
	特記事項		
利用者負担上限月額		左の上限月額の適用期間	
特定障害者特別給付費（施設入所支援）	月額	左の給付費の適用期間	
特定障害者特別給付費（共同生活援助・重度障害者等包括支援）	月額	左の給付費の適用期間	
療養介護医療費（食事療養（生活療養）を除く）の負担上限月額	月額	公費受給者番号	
適用期間		食事療養（生活療養）の負担上限月額	月額

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

第5号様式（第5条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



却下決定通知書（介護給付費等）

年 月 日に申請のありました（介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費）の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証号		地域相談支援 受給者証号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否			
支給する	支給期間		
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない 理由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
 - この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問合せ先）

第 6 号様式（第 6 条関係）

(三)

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(一)

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	
交付年月日	
支給市町村名 及び印	

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(五)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円/日
適用期間	
共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円/月
適用期間	
予備欄	

(六)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	
適用期間	
食事提供体制加算対象者	
適用期間	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(七)

訪問系サービス事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	月 時間 分
1		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	
	事業者及びその事業所の名称		
2		サービス内容	月 時間 分
		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	
	事業者及びその事業所の名称		
3		サービス内容	月 時間 分
		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	

(八)

訪問系サービス事業者記入欄			
番号	事業者及びその事業所の名称	サービス内容	月 時間 分
4		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	
	事業者及びその事業所の名称		
5		サービス内容	月 時間 分
		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	
	事業者及びその事業所の名称		
6		サービス内容	月 時間 分
		契約支給量	
		契約日	年 月 日
		当額契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
		サービス提供終了月中の終了日までの直後供量	

(九)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月 係 計
1		年 月 日から 年 月 日まで		
2		年 月 日から 年 月 日まで		
3		年 月 日から 年 月 日まで		
4		年 月 日から 年 月 日まで		
5		年 月 日から 年 月 日まで		
6		年 月 日から 年 月 日まで		
7		年 月 日から 年 月 日まで		
8		年 月 日から 年 月 日まで		
9		年 月 日から 年 月 日まで		
10		年 月 日から 年 月 日まで		
11		年 月 日から 年 月 日まで		
12		年 月 日から 年 月 日まで		

(十)

生活介護・自立訓練・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄	
番号	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
1	契約支給量 年 月 日
	契約日 年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
2	サービス内容
	契約支給量 日
	契約日 年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
3	サービス内容
	契約支給量 日
	契約日 年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量

(十一)

療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄	
番号	事業者及びその事業所の名称
	入所(居)日 年 月 日
1	退所(居)日 年 月 日
	入所(居)日 年 月 日
2	退所(居)日 年 月 日
	入所(居)日 年 月 日
	退所(居)日 年 月 日
	予備欄

(十二)

就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄	
番号	事業者及びその事業所の名称
	利用開始日 年 月 日
1	利用終了日 年 月 日
	サービス提供終了日 年 月 日
2	契約日 年 月 日
	サービス提供終了日 年 月 日
	予備欄

(十三)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
- 3 療養介護を受けようとするときは、この証にマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
- 4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額及び指定障害者特別給付費については、毎年利用者の取入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんが、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十四)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請を受けることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。（サービスの種類によっては、障害支援区分の（変更）認定を受ける必要があります。）
- 8 この証の1、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出て下さい。
- 9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったり、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
- 13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

第 6 号様式の 2 (第 7 条関係)

療養介護医療受給者証	
公費負担者番号	
公費受給者番号	
支給決定障害者	居住地
	フリガナ
氏名	生年月日
	療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く) 月額
負担上限月額	食事療養(生活療養) 月額
適用期間	
交付年月日	
特記事項	
支給町村名及び印	

注意事項欄	
1	この証は、各項をよく読んで大切に持っていてください。
2	療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等を入れて、指定療養介護事業所に提示してください。
3	療養介護医療の負担上限額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。(※医療型医療減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)
4	療養介護医療の負担上限額は毎年利用者の収入等に応じて設定します。ので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
5	療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療の支給を受けられませんが、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を入れて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。
6	この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を入れて、市町村にその旨を届け出てください。
7	支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
8	また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を入れて、この証を交付した市町村に届け出てください。
9	この証を破損したり、消したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
10	また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。
	9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
	10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

第7号様式（第8条関係）

(三)

一般相談支援事業者記載欄		
提供する 地域相談支援 の種類	事業者及びその 事業所の名称	契約日 サービス提供終了日
		年 月 日
		サービス提供終了日
		年 月 日
		契約日
		サービス提供終了日
		年 月 日
予備欄		

(二)

地域相談支援給付費の給付決定内容	
地域相談支援 の種類	
地域相談支援 給付量等	
地域相談支援給付 決定期間	
地域相談支援 の種類	
地域相談支援 給付量等	
地域相談支援給付 決定期間	
予備欄	

(一)

地域相談支援受給者証	
受給者証番号	
地域 相談支援 給付決定 障害者	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	
交付年月日	
支給市町村名 及び印	

(四)

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

注意事項欄
<p>1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。</p> <p>2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。</p> <p>3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんが、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。</p> <p>4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。</p> <p>また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。</p> <p>6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けてください。</p> <p>また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。</p> <p>7 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。</p> <p>9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。</p>

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長

印

障害支援区分変更認定通知書

年 月 日付けの（支給申請 支給決定の変更申請）に基づき（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条 第 24 条）の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者氏名	
認定年月日			
障害支援区分	変更前		
	変更後		
障害支援区分の認定の有効期間			
(留意事項) 1 変更後の障害支援区分や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定の変更を行います。 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）の支給変更（及び利用者負担額減額・免除等の変更）について、（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条（及び）第29条）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条）の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
変更年月日		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先
電話
提出期限

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

第10号様式中

「

・審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

を

 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。

に

 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

」

改める。

第11号様式から第13号様式までを次のように改める。

第 1 1 号様式の 2 (第 1 3 条の 2 関係)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 1 7 第 1 項・児童福祉法第 2 4 条の 2 6 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証号		地域相談支援 受給者証号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者(保護者)		支給取消に係る 児童氏名	
支給取消日			
取消理由			
障害福祉サービス 受給者証、地域相談 支援受給者証又は 通所受給者証提出 先及び提出期限			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(お問合せ先)

第13号様式（第15条関係）

受給者証再交付申請書（介護給付費等）

（あて先）甲府市福祉事務所長

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証の種類	1 障害福祉サービス受給者証 2 地域相談支援受給者証 3 療養介護医療受給者証	受給者証番号	
---------	--	--------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給（給付）決定障害者（保護者）氏名		個人番号	
居住地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る児童氏名		続柄	
		個人番号	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		本人との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況

※従前使用していた受給者証を添付すること。（紛失を除く）

第15号様式中

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

(お問合せ先)

改める。

第15号様式の3中

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

問合せ先

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式（第19条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市福祉事務所長

令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ											① 障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法										
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)											制 度	受給者証番号又は被保険者証番号									
											①										
生 年 月 日	年 月 日										②										
個 人 番 号											③										
居 住 地	〒										電話番号										
フリガナ											続 柄										
支給決定に係る障害児氏名											生 年 月 日	年 月 日									
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月											
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額										年 月分											
同一世帯に属する他の支給決定障害者	氏 名					生 年 月 日					①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法										
											制 度	受給者証番号又は被保険者証番号									
	個人番号										①										
											②										
	個人番号										③										
											①										
個人番号										②											
										③											

注1 支払額を証する領収書を添付してください。

注2 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

注3 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 <small>(注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。</small>														
	<input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。														
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 ()	本店 支店 出張所					種 目	1 普通 2 当座 3 その他							
	金融機関コード					店舗コード					口座番号				
	ゆうちょ銀行					記号	番号					口座名義人カナ			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)															
フリガナ											申請者との関係					
氏 名																
住 所	〒										電話番号					

第16号様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式の2（第19条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市福祉事務所長

令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

フリガナ												①障害者総合支援法 ②介護保険法				
申請者氏名												制度	受給者証番号・被保険者証番号			
生年月日	年	月	日	①												
個人番号																
居住地	〒											電話番号				
フリガナ	生年月日			個人番号												
配偶者氏名																
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額（注）	申請に係るサービス利用月			年	月	分	65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有							

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）してください。

（注）支払額を証する領収書を添付してください。

受取口座	<input type="checkbox"/> マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 （注）あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。												
	<input type="checkbox"/> 以下の口座を振込先とする。												
口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 （ ）	本店 支店 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他									
	金融機関コード		店舗コード		口座番号								
	ゆうちょ銀行	記号					番号						
口座名義人カナ													

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）											
フリガナ												申請者との関係
氏名												
住所	〒											電話番号

第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第20条関係）

発 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第1項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者)氏名		受給者証番号	
支給決定に係る 児 童 氏 名			

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振 込 先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

第17号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式の2（第20条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		受給者証番号	
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額(注)	円	申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月	月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(お問合せ先)

第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第21条、第24条関係）

自立支援医療費(育成)支給認定申請書(新規・再認定・変更)												
※該当する新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をする。												
受診者	フリガナ							年齢	生 年 月 日			
	氏 名											
	住 所							電 話 番 号				
	個人番号											
受診者から要介護の場合	フリガナ							受診者との関係				
	保護者氏名											
	保護者住所							□受診者と同じ 電 話 番 号				
	保護者個人番号											
負担額に関する事項	受診者の加入医療保険の記号及び番号					保険者番号			保険種別			
						保険者名						
		氏 名				個人番号						
	受診者と同一保険の加入者											
	該当する所得区分						重度かつ継続					
身体障害者手帳番号					受給者番号							
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）	医療機関名				所在地・電話番号							
備 考												
<p>私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。</p> <p>なお、この申請に伴い、自立支援医療費の支給決定に必要な私の「世帯」（同一医療保険又は住民票に属するもの）の次の事項について、関係部署、官公署、関係機関等に甲府市福祉事務所長が調査することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(あて先) 甲府市福祉事務所長</p>												

同意する調査事項
 自立支援医療費の支給決定に係る所得・収入状況、障害者年金等の受給状況、住民票・加入医療保険による世帯状況、その他必要な事項
 ※「該当する所得区分」、「重度かつ継続」はチェックシートを参照し、該当すると思う区分を記入する。
 ※「保護者住所」「保護者電話番号」は受診者本人と異なる場合に記入。
 ※「受給者番号」は再認定または変更の方のみ記入。
 ※「申請者氏名」については、記名押印又は白筆による署名のいずれかとすること。

ここから下の欄には記入しないでください。

自治体記入欄

申請受付年月日		通達年月日		認定年月日	
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
所得確認方法	個人番号	市町村民税課税証明書	市町村民税非課税証明書	標準負担額減額認定証	
	生活保護受給世帯の証明書		その他収入等を証明する書類（ ）		
前回の受給者番号			今回の受給者番号		
備考					

第18号様式の次に次の1様式を加える。

第18号様式の2（第21条、第24条関係）

自立支援医療費(更生)支給認定申請書(新規・再認定・変更)												
※該当する新規・再認定・変更(自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに○をする。												
受診者	フリガナ							年齢	生年月日			
	氏名											
	住所							電話番号				
	個人番号											
負担額に関する事項	受診者の加入医療保険の記号及び番号						保険者番号			保険種別		
	受診者と同一保険の加入者	氏名					個人番号					
該当する所得区分							重度かつ継続					
身体障害者手帳番号						受給者番号						
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む)	医療機関名					所在地・電話番号						
備考	<p>私は、上記の通り、自立支援医療費の支給を申請します。 なお、この申請に伴い、自立支援医療費の支給決定に必要な私の「世帯」(同一医療保険又は住民票に属するもの)の次の事項について、関係部署、官公署、関係機関等に甲府市福祉事務所長が調査することに同意します。</p> <p>申請者氏名 _____ 年 月 日</p> <p>(あて先) 甲府市福祉事務所長</p>											

同意する調査事項
 自立支援医療費の支給決定に係る所得・収入状況、障害者年金等の受給状況、住民票・加入医療保険による世帯状況、その他必要な事項

※「該当する所得区分」、「重度かつ継続」はチェックシートを参照し、該当すると思う区分を記入する。
 ※「受給者番号」は再認定または変更の方のみ記入。
 ※「申請者氏名」については、記名押印又は白筆による署名のいずれかとする。

ここから下の欄には記入しないでください。

自治体記入欄

申請受付年月日		遡進年月日		認定年月日	
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当
所得確認方法	個人番号	市町村民税課税証明書	市町村民税非課税証明書	標準負担額減額認定証	
	生活保護受給世帯の証明書		その他収入等を証明する書類()		
前回の受給者番号			今回の受給者番号		
備考					

第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第22条関係）

自立支援医療受給者証（育成医療）										
公費負担者番号										
自立支援医療費受給者番号										
受 診 者	フリガナ							生年月日		
	氏名									
	住所									
	加入医療保険の記号及び番号						保険者番号			
							保険者名			
特定疾病療養受療の認定										
保 護 者 （ 受 診 者 が 1 8 歳 未 満 の 場 合 記 入 ）	フリガナ						続柄			
	氏名									
	住所									
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所					所在地・電話番号				
	薬局					所在地・電話番号				
	訪問看護事業者					所在地・電話番号				
重度かつ継続						自己負担上限額				
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
<p>上記のとおり認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲府市福祉事務所長 印</p>										

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口へ提出すること。

第19号様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式の2（第22条関係）

自立支援医療受給者証（更生医療）									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受 診 者	フリガナ							生年月日	
	氏名								
	住所								
	加入医療保険の 記号及び番号						保険者番号		
							保険者名		
特定疾病療養 受療の認定									
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所					所在地・ 電話番号			
	薬局					所在地・ 電話番号			
	訪問看護事業者					所在地・ 電話番号			
重度かつ継続							自己負担上限額		
有効期間									
<p>上記のとおり認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">甲府市福祉事務所長 印</p>									

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口へ提出すること。

第20号様式を次のように改める。
第20号様式（第23条関係）

第 年 月 日

様

自立支援医療(育成医療)支給認定却下決定通知書

甲府市福祉事務所長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の規定による自立支援医療の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

申請日			
受診者氏名		生年月日	
住 所			
保護者氏名			
理 由			

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

（お問合せ先）

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の2（第23条関係）

第 年 月 日 号

様

自立支援医療(更生医療)支給認定却下決定通知書

甲府市福祉事務所長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の規定による自立支援医療の申請は次により認定されませんでしたので通知します。

申請日			
受診者氏名		生年月日	
住所			
理由			

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問合せ先）

第 2 1 号様式を次のように改める。

第 2 1 号様式（第 2 5 条関係）

自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所		電話番号
	個人番号		
保護者 (受診者が18歳未満の 場合記入)	フリガナ		続柄
	氏 名		
	住 所	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ	電話番号
	個人番号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住所・電話番号)		
	保護者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住所・電話番号)		
	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者)		
	身体障害者手帳番号		
備 考			
<p>私は、自立支援医療費（育成）支給認定申請書及び自立支援医療受給者証（育成医療）に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>届出者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>甲府市福祉事務所長</p>			

※ 自己負担上限額（所得区分及び重度かつ継続該当・非該当）及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費（育成）支給認定申請書（変更）に記載すること。

第 2 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2 1 号様式の 2 (第 2 5 条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (更生医療)			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所		電話番号
	個人番号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住所・電話番号)		
	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者)		
	身体障害者手帳番号		
備 考			
<p>私は、自立支援医療医療費(更生)支給認定申請書及び自立支援医療受給者証(更生医療)に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>届出者氏名</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先)</p> <p>甲府市福祉事務所長</p>			

※ 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費(更生)支給認定申請書(変更)に記載すること。

第 2 2 号様式を次のように改める。

第 2 2 号様式（第 2 6 条関係）

自立支援医療受給者証再交付申請書（育成医療）			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所		電話番号
	個 人 番 号		
受 診 者 が 1 8 歳 未 満 の 場 合	フリガナ		受診者との関係
	保護者氏名		
	保護者住所	<input type="checkbox"/> 受診者と同じ	電話番号
	保護者個人番号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間		から	まで
再交付を申請する理由	<p>該当するものに○を付けてください。</p> <p>1 破損</p> <p>2 汚損</p> <p>3 紛失</p>		
上記理由により、自立支援医療受給者証の再交付を申請します。			
申請者氏名			
年 月 日			
(あて先) 甲府市福祉事務所長			

※ 破損又は汚損の場合は、再交付を受けようとする受給者証を添付してください。
 ※ 再交付を受けた後、紛失した受給者証が見つかったときは、速やかに返還してください。

第 2 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2 2 号様式の 2 (第 2 6 条関係)

自立支援医療受給者証再交付申請書 (更生医療)			
受 診 者	フリガナ		生年月日
	氏 名		年 月 日
	住 所		電話番号
	個 人 番 号		
自立支援医療費受給者番号			
受給者証の有効期間		から	まで
再交付を申請する理由	該当するものに○を付けてください。 1 破損 2 汚損 3 紛失		
上記理由により、自立支援医療受給者証の再交付を申請します。 申請者氏名 年 月 日 (あて先) 甲府市福祉事務所長			

※ 破損又は汚損の場合は、再交付を受けようとする受給者証を添付してください。
 ※ 再交付を受けた後、紛失した受給者証が見つかったときは、速やかに返還してください。

第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第27条関係）

第 年 月 日 号

様

自立支援医療（育成医療）支給認定取消通知書

甲府市福祉事務所長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条の規定により、下記のとおり支給認定を取り消しましたので通知します。

受給者番号	
受診者氏名	
保護者氏名	
支給認定取消日	
取消理由	
備考	
お手持ちの受給者証は市役所窓口で返還してください。	

教 示

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

（お問合せ先）

第23号様式の次に次の1様式を加える。

第23号様式の2（第27条関係）

第 年 月 日 号

様

自立支援医療（更生医療）支給認定取消通知書

甲府市福祉事務所長



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条の規定により、下記のとおり支給認定を取り消しましたので通知します。

受給者番号	
受診者氏名	
支給認定取消日	
取消理由	
備考	
お手持ちの受給者証は市役所窓口で返還してください。	

教 示

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

（お問合せ先）

第28号様式から第31号様式までを次のように改める。

第28号様式（第30条関係）

補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書

(あて先) 甲府市福祉事務所長		申請日		年	月	日
申請者	住 所					
	氏 名					
	個人番号					
	対象者との続柄					
	電話番号					
<p>下記のとおり、補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。 補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料、その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。</p>						
<input type="checkbox"/> 申請者と同じ ※申請者と同じ場合、生年月日のみ記載してください。						
対 象 者	住 所					
	フリガナ 氏 名					
	個人番号					
	生年月日	年	月	日	電話番号	
身体障害者手帳 障 害 名	手帳番号	県 号				
	交付年月日	年	月	日	障害種別・等級	種 級
疾 患 名	(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと)					
購入・借受け・修理 を受ける補装具名						
判定予定日						
希 望 す 補 装 具 者	名 称					
	所在地					
	電話番号				FAX	
該当する所得区分						
生活保護への移行 予防措置に関する 認 定	<input type="checkbox"/> 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。					

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 印

補装具費支給決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	
保護者氏名			続柄	
支給番号		支給決定日	年 月 日	
決定内容		借受け期間	～	
補装具名				
補装具事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額	見積額	利用者負担額		公費負担額
円	円	合計額	円 (合計額)	
月額負担上限額		月額 (借受けの場合)	(初月)	円
円			(中間月)	
円			(最終月)	

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、甲府市長を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(お問合せ先)

第30号様式（第30条関係）

補装具費支給券

支給番号	号	支給日	年月日	購入・借受け・修理の別
借受け期間 (借受けの場合)	～			
氏名		生年月日	年月日	
住所				
保護者氏名		続柄		
補装具の名称				
修理部位				
処方				
補装具事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額	
円	円	円	円	
月額負担上限額				
円				
上記のとおり決定する。 年月日				
甲府市福祉事務所長 印				
適合判定	判定年月日	年月日	判定員職氏名	
受領	受領年月日	年月日	受領者氏名	本人との関係

(お問合せ先)

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



補装具支給却下通知書

先に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に 甲府市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、甲府市長を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第76号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に、「世帯状況・収入等申告書」を「世帯状況・収入等申告書（障害児通所給付費）」に改める。

第3条中「却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改める。

第4条第3項中「通所受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）」に改める。

第5条第1項中「障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改め、同条第3項中「障害児通所給付費支給等申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（障害児通所給付費）」に改める。

第11条第1項中「障害児通所給付費支給等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書（第17号様式の2）」に改め、同条第2項中「障害児相談支援給付費支給（不支給）決定通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改める。

第12条中「障害児相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

(裏面)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

※主治医の欄は、かかりつけの医師がいる場合に記載すること。

申請する 減免の 種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者 3. 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。) 1. 第2子に該当する者 2. 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	<input type="checkbox"/> III 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

第2号様式（第2条関係）

世帯状況・収入等申告書（障害児通所給付費）

（あて先）甲府市福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者住所
氏名

次のとおり申告します。

- 1 世帯の状況等について
世帯員欄に住民票上の世帯に属する世帯員について記入してください。

	氏名	生年月日	本人との関係	扶養親族等の人数		市町村民税の状況
		個人番号		16歳未満	16～18歳	
申請者		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
世帯員		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
		年 月 日				<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税

2 申請者の収入の状況について

（以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付（施設入所者に限る。）を申請する場合のみ記入してください。）

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A) (年収)

区分	種 類	収入額
障害等収入	障害年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）	円
	特別児童扶養手当等（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当）	円
	工賃等収入	円
	その他の収入（ ）	円
収その入他	仕送り収入	円
	不動産による家賃収入	円
	その他の収入（ ）	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

（記入上の注意）

- 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください
- 書ききれない場合は、余白に記入するかまたは別紙に記入の上添付してください。
- 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

第3号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

甲府市福祉事務所長



様

障害児通所給付費支給決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給及び利用者負担額減額・免除等について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名	
給付決定年月日		給付決定に係る 障害児氏名	
負担上限月額		左の上限月額の 適用期間	
多子軽減対象		無償化対象期間	
給付決定内容	通所支援の種類	支援の内容及び支給量	有効期間
特記事項			
肢体不自由児通所給費	公費負担者番号		公費受給者番号
	肢体不自由児通所 医療（食事療養を除く） の負担上限月額		
	上限月額の 適用期間		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

様

甲府市福祉事務所長



却下決定通知書（障害児通所給付費）

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給及び（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（お問合せ先）

(七)

障害児通所支援事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	
支援の内容	
契約支給量	年 月 日
契約日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
事業者及びその事業所の名称	
支援の内容	
契約支給量	年 月 日
契約日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
事業者及びその事業所の名称	
支援の内容	
契約支給量	年 月 日
契約日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日
当該契約が完了した日	年 月 日

(八)

注意事項欄	
1	この証は、各画をよく読んで大切に持っていてください。
2	指定通所支援、共生型通所支援又は基幹型当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者等又は基幹型当事業所に提示してください。
3	児童発達支援のうち治療に係るものを受けようとするときは、この証にマイナ保険証（健康保険利用型がされたマイナンバーカードをいう。）等及び紙体不自由児通所医療支援者証を添えて、指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）に提示してください。
4	指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の課税負担能力その他の事情を勘案して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定通所支援等に要した費用（体費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、五画の負担上限月額に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免等の額が表示されています）。なお、基幹型当通所支援を受けるときは市町村の窓口にお問い合わせください。
5	負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
6	給付決定期間を超過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を超過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(九)

注意事項欄	
7	支給費の変更を必要とする場合は、支給費の変更の申請をすることができず、また、他の種類の障害児通所支援を受けなければならない場合は、市町村に支給申請をしてください。
8	この証の1～5画の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
9	給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前にこの証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
10	この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
11	また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返しててください。
12	不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
13	給付決定の内容等に記載されていない障害児通所支援については、障害児通所給付費等の支給は受けられません。

第 6 号様式（第 4 条関係）

肢体不自由児通所医療受給者証										
公費負担者番号										
公費受給者番号										
通所 給付 決定 保護 者	居住地									
	フリガナ						生年月日			
	氏名									
負担上限月額	肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く)	月額								
適用期間										
交付年月日										
特記事項										
支給市町村名 及び印										

注意事項欄
<ol style="list-style-type: none"> 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 児童発達支援のうち治療に係るもの（以下「肢体不自由児通所医療」という。）を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及びマイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等を添えて、指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）に提示してください。 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。 5 児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

第7号様式（第4条関係）

受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）

（あて先）甲府市福祉事務局長

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の種類	1 通所受給者証 2 肢体不自由児通所医療受給者証	受給者証 番号	
-------------	------------------------------	------------	--

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給（給付）決定 障害者（保護者） 氏名		個人番号	
居住地	〒		
		電話番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る 児童氏名		続柄	
		個人番号	

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 給付決定保護者（本人） <input type="checkbox"/> 給付決定保護者以外（下の欄に記入）	
フリガナ		
氏名		本人との 関係
住所	〒	
	電話番号	

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他 具体的な状況

※従前使用していた受給者証を添付すること。（紛失を除く）

第 8 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



障害児通所給付費支給変更決定通知書兼
利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給変更及び利用者負担額減額・免除等の変更について、児童福祉法第 21 条の 5 の 3 及び第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定 保護者氏名
変更年月日		給付決定に係る 障害児氏名
変更の内容	変更前	
	変更後	

受給者証を 提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先
電話
提出期限

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 9 号様式中

「

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。を
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。に
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

」

改める。

第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

第10号様式（第5条関係）

申請内容変更届出書（障害児通所給付費）

（あて先）甲府市福祉事務所長

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年 月 日
支給（給付）決定 障害者（保護者） 氏名		個人番号	
居住地	〒		
	電話番号		
フリガナ		生年月日	年 月 日
支給決定に係る 児童氏名		続柄	
		個人番号	

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 給付決定保護者 <input type="checkbox"/> 給付決定保護者以外（下の欄に記入）	
フリガナ		本人との 関係
氏名		
住所	〒	
	電話番号	

変更事項 (該当に○をして 下さい。)	給付決定保護者 に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	支給決定に係る 児童に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	その他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

第13号様式中

「

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

」

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

」

改める。

第15号様式中

「

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

」

「

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として(訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後(次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものを除く。)でなければ提起することができないこととされています。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に

」

改める。

第16号様式及び第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第10条関係）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長

高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

年 月 日に申請のありました高額障害児（通所）給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者 氏名		受給者証番号	
給付決定に係る 児童氏名			
申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			
振 込 先	金融機関		
	口座種目		
	口座番号		
	口座名義人		

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に山梨県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第17号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式の2（第11条関係）

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

(あて先) 甲府市福祉事務所長

次のとおり（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費、児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費）の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		個人番号	
	居住地	〒		
		電話番号		
申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		続柄	
			個人番号	
		電話番号		

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒		
		電話番号	

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

第18号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
申請者氏名		申請に係る 児童氏名	
支給の可否			
支給する	支給期間		
	モニタリング 期間		
支給しない	支給しない 理由		

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求を行ったか否かにかかわらず、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することもできます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又はこの決定の日から1年を経過したとき（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月を経過したとき又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、提起することができなくなります。

（お問合せ先）

第 年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項・児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者（保護者）		支給取消に係る 児童氏名	
支給取消日			
取消理由			
障害福祉サービス 受給者証、地域相談 支援受給者証又は 通所受給者証提出 先及び提出期限			

不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に甲府市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問合せ先）

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第77号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保育所に係る利用者負担額の納付は、納付書（第1号様式）又は口座振替により行うものとする。

第4条第2項中「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同条第3項中「審査の上、利用者負担額減免可否決定通知書（第2号様式）」を「減免の可否を決定し、減免をする旨の決定をしたときは利用者負担額減免通知書（第3号様式）により、減免をしない旨の決定をしたときは利用者負担額減免申請却下通知書（第4号様式）」に改める。

第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



利用者負担額減免通知書

年 月 日付で申請のありました利用者負担額の減免について、次のとおり減免することを決定しましたので通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
利 用 者 負 担 額	減免後	
陪 層		
適 用 期 間		
減 免 理 由		
備 考	<p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、</p> <p>-----</p>	
	お問い合わせ先	

第 4 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



利用者負担額減免申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました利用者負担額の減免について、申請を却下しましたので通知します。

認定番号		
子ども	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
利用施設	生年月日	
	名所	
	所在地	
却下の理由		

備考

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に甲府市長に対して審査請求をすることができます。

また本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

お問い合わせ先

第2号様式を削り、第1号様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式（第3条関係）

<p style="text-align: center;">甲府市 納付書(原符) 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 納付書(原符) 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">甲府市</p> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
<p style="text-align: center;">甲府市 納付書(原符) 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限	<p style="text-align: center;">甲府市 領収証書 年度 保費料等</p> <p>口座番号 加入者名 甲府市会計管理者 納付義務者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税年度</td></tr> <tr><td>通知番号</td></tr> <tr><td>期別</td></tr> <tr><td>科目名</td></tr> <tr><td>保費料等</td></tr> <tr><td>延滞金</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>納期限</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">額収日付印</p>	課税年度	通知番号	期別	科目名	保費料等	延滞金	合計	納期限
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										
課税年度																										
通知番号																										
期別																										
科目名																										
保費料等																										
延滞金																										
合計																										
納期限																										

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

告示

甲府市告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和7年11月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年11月10日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年11月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市下曾根町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒白
- 6 その他の特徴：成犬（老犬）、首輪あり（青色）、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 第2049号 |
| (2) 物件名 | 防災用保温・遮断両用ブランケット |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (7) 市税の滞納がない者であること。
 - (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月5日（金） 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 入札番号 | 第2050号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（アルファ米） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (7) 市税の滞納がない者であること。
 - (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月5日（金） 午後1時45分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 入札番号 | 第2051号 |
| (2) 物件名 | 非常用備蓄食糧（ライスクッキー） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (7) 市税の滞納がない者であること。
 - (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月5日（金） 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第2052号 |
| (2) 物件名 | 洗濯袋セット |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - イ 場所 甲府市役所本庁舎 6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
電話 055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月5日（金） 午後2時15分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎 6階 入札室 1
甲府市丸の内一丁目 18番 1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 第2069号 |
| (2) 物件名 | 小中学校児童生徒用机・椅子(新JIS) |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年11月7日（金）～ 令和7年11月21日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年11月7日(金)～令和7年11月21日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月5日(金) 午後2時30分

(2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天屋194番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
都留市十日市場718番地4
清水 和貴

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年11月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

県央ネットやまなし合同企業説明会業務委託

2 業務概要

本業務は、求職者及びインターシップ希望者等を対象に、「県央ネットやまなし」として圏域を形成した自治体連携による合同企業説明会を開催することで、中小企業をはじめとする多くの圏域企業と求職者等とのマッチングの機会を設けることにより地元企業の魅力を知ってもらい、地元就職やUターン就職等の雇用の促進と地域産業の活性化を図ることを目的とした業務である。

3 履行期限

契約締結日から令和8年12月28日(月)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去に本業務と類似した合同企業説明会の開催に係る実績を有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 法人住民税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 県央ネットやまなし合同企業説明会業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、県央ネットやまなし合同企業説明会業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部産業総室企業立地雇用推進課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎8階）

TEL 055-237-5736（直通）

メールアドレス sangros@city.kofu.lg.jp

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和7年11月17日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和7年11月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市桜井町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：シャム
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第647号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年11月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和7年度市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税
通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室市民税課 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月11日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(とび) 176号		
工事名	交通安全施設整備工事 (R7-5)		
工事場所	甲府市寿町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 41.0m 防護柵工 L = 40.8m 防護柵基礎工 L = 40.0m 付帯工 1式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,637,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 600点以上
	3	同種工事施工実績	道路防護柵等の設置工事。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績)

			は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和7年11月27日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月3日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月11日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 177号		
工事名	遊亀公園附属動物園ビジターセンター太陽光発電設備設置工事		
工事場所	甲府市太田町10-1		
工事概要	1	工事内容	太陽電池モジュール（本体支給品） 36枚 18.56kw パワーコンディショナー（本体支給品） 4.95kw×3台 14.85kw 蓄電池システム（本体支給品） 15kwh×1台 15kwh 太陽光発電設備設置に伴う電気設備工事 1式 太陽光発電設備設置に伴う建築工事 1式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,260,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものとし、企業体の 施工実績を各企業の施工実績 として扱う。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
	5	近接工事	令和7年6月5日告示の電気43号「遊亀公園附属動物園第Ⅱ期整備(電気設備)工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年11月27日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月3日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和7年11月11日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 182号			
工事名	区画道路舗装工事 (R7・10-1号線 外) (余フ)			
工事場所	甲府市朝日一丁目地内 外			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路10-1号線 車道舗装工 A = 140 m² 排水構造物工 (300型) L = 17 m 付帯工 1式 ・区画道路9-29号線 車道舗装工 A = 240 m² 排水構造物工 (300型) L = 38 m 付帯工 1式 	
	2	工期	令和8年3月30日まで	
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和7年12月4日から令和8年2月2日までの間で受注者が選択する日	
	4	予定価格 (税込み)	19,294,000円	
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
	6	週休2日制適用工事	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値 (P) 700点以上	

	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1件の工事請負額が、900万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年11月27日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月3日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年度に本市が発注する建設工事、設計、測量又は調査等並びに製造の請負、物件の供給等についての契約に係わる入札に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項並びに入札に参加する者の申請の時期及び方法について、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年11月11日

甲府市長 樋口雄一

1 入札参加者の資格及び審査の基本となるべき事項

(1) 建設工事、設計、測量又は調査等

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項及び土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に規定する許可又は登録を受け、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者、さらに建設工事については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者（これらの届出に係る義務を有する場合に限る。）とし、甲府市工事入札参加者の資格審査及び選定要綱により、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

イ 主観的事項

工事实績度、及び信用度等

(2) 製造の請負、物件の供給等

地方自治法施行令第167条の4に該当しない者とし、次に掲げる事項について審査する。

ア 客観的事項

(ア) 業種別年間平均製造、販売高

(イ) 従業員数

- (ウ) 自己資本額
 - (エ) 営業年数
 - (オ) 機械類等の価額（製造のみ）
 - イ 主観的事項
 - 業種ごとの製造、販売成績及び信用度等
- 2 入札に参加しようとする者の申請の時期及び方法は、次のとおりとする。
- (1) 申請の時期
 - 令和7年12月1日（月）～令和7年12月12日（金）
 - ※期間内の土・日曜日を除く
 - ※提出書類は、期間内必着
 - (2) 申請の方法
 - 原則、次のいずれかの方法での申請とする。
 - ア 郵送
 - 以下の申請書及びその他必要書類を総務部契約管財室契約課に郵送
 - ・ 建設工事：入札参加資格審査申請書（建設工事）
 - ・ 設計・測量又は調査等：入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
 - ・ 製造の請負、物件供給等：入札参加資格審査申請書（物品等）
 - イ 電子・郵送の併用
 - 「やまなしくらしねっと」において申請し、必要書類を総務部契約管財室契約課に郵送
 - (3) 申請書の様式
 - 申請書の様式は、本市の独自様式とする。ただし、建設工事、設計・測量又は調査等の申請の一部様式については国土交通省が定めている統一様式を併用できるものとし、製造の請負、物件供給等の申請については本市の独自様式とする。
 - (4) 名簿未登載の取扱
 - 審査の結果、入札有資格者名簿に登載することができない場合は、令和8年2月末日までに通知する。
- 3 登録の有効期間
- 令和8年4月1日～令和9年3月31日
 - なお、令和8年度入札有資格者名簿の登載予定者は、令和8年度長期継続契約の対象者とする。
- 4 その他
- 申請についての詳細は、ホームページ上の「令和8年度入札参加資格審査申請要領」を参照すること。

甲府市告示第652号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年11月12日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 市民発第20402号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年11月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

県央ネットやまなし結婚支援事業企画運営業務

2 業務概要

県央ネットやまなし（以下「圏域」という。）では、人口減少や少子化の一因となっている未婚化や晩婚化が共通の課題であることから、結婚に対する機運を醸成するため、若者の結婚を後押しする出会いや交流の場を創出するイベントや、結婚・子育てなど自らの人生設計（ライフデザイン）について考えるセミナーを開催することにより圏域内の婚姻数増加を図るものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においてはその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告日から契約締結の日までの間に、本市による指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (4) 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日から契約締結の日までの間に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生開始の決定を受けているものを除く。）
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 法人格を有していて、圏域内に本社または営業所があること。
- (8) 市税・国税の滞納がないこと。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。

- (10) 令和2年度から令和6年度までに、国又は地方公共団体等が委託した類似業務を履行した実績を、受託者として1件以上有していること。

5 手続き等

- (1) 実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部財政経営室連携共創課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話：055-237-5319

電子メール：koumreke@city.kofu.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字藤塚499番2及び499番4
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
笛吹市石和町唐柏1072番地1
いちのせハウスB棟1号室
宮本 星

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年11月18日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年11月14日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市御岳町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり（茶色、革製）、マイクロチップなし
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月18日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市大里町字東耕地2457番1から2457番5まで
以上5筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市富竹一丁目9番13号
株式会社クローバー
代表取締役 丸山 奈津子

甲府市告示第657号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年11月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 市県民税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第658号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年11月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 市県民税過誤納金還付通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市七沢町字前河原502番11、502番12、502番45、
502番46及び503番10
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市七沢町502番地12
株式会社山梨テクニカルサービス
代表取締役 吉田 安宏

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 入札番号 | 第2148号 |
| (2) 物件名 | 小学校給食用食器 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による |
| (4) 納入期限 | 入札説明書による |
| (5) 納入場所 | 入札説明書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
 - (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (8) 市税の滞納がない者であること。
 - (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和7年11月20日（木）～ 令和7年12月5日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和7年11月20日(木)～令和7年12月5日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市役所本庁舎6階 総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5194

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年12月19日(金) 午後1時30分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和7年11月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970106041 |
| 2 | 事業所の名称 | ケアリッツ南甲府 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市住吉五丁目22番14号
ヤマリンビル206 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
代表取締役 宮本 剛宏 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和7年12月1日 |

甲府市告示第662号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和7年11月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 令和7年度固定資産税・都市計画税第1期督促状
令和7年度固定資産税・都市計画税第2期督促状
令和7年度固定資産税償却資産第2期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課 |

甲府市告示第663号

令和7年12月甲府市議会定例会を令和7年12月2日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）9号		
工事名	①農道改良工事（農道1975号線） ②水路改修工事（R7-6） ③（街路-19）配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下帯那町地内（諏訪神社の北）		
工事概要	1	工事内容	①農道改良工事 現場打ち水路 L = 0.5 m 自由勾配側溝（1800×1100） L = 5.0 m 付帯工 1式 ②水路改修工事 施工延長 L = 17 m 擁壁工（左岸） L = 17 m 擁壁工（右岸） L = 17 m 底版コンクリート工 L = 16 m 落差工 N = 1箇所 ③配水管布設替工事 H P P E φ75 L = 10.0 m
	2	工期	令和8年3月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	10,945,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
	5	週休2日制適用工事	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等又は道路工事等と配水管布設替工事等との合併工事。 ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年12月3日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月21日
	4	申請書受付締切日	令和7年12月3日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年12月9日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月21日
	7	設計図書配付締切日	令和7年12月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年12月10日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月15日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月11日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月12日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 187号		
工事名	橋梁補修工事 (R7-6)		
工事場所	甲府市下積翠寺町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工事 1橋 鋼材塗装工 A = 102 m ² 断面修復工 N = 1橋 支承補修工 1式 排水管補修工 1式 水切設置工 L = 30 m 背面舗装打換工 A = 7 m ²
	2	工期	令和8年6月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,525,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 900万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものとし、企業体の 施工実績を各企業の施工実績 として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載

			(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年12月3日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月21日
	4	申請書受付締切日	令和7年12月3日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年12月9日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月21日
	7	設計図書配付締切日	令和7年12月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年12月10日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月15日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月11日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月12日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第666号

甲府市任期付職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第667号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第668号

甲府市職員採用試験を別紙内容に基づき実施するので、甲府市職員の任用等に関する規則第9条の規定により公告する。

令和7年11月21日

甲府市長 樋口 雄一

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に基づく指定地域密着型サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和7年11月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990101154 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲斐の郷 湯るり |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大手一丁目4番45号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中央一丁目12番9号
株式会社甲斐商会
代表取締役 若尾 美智子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和7年12月1日 |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和7年11月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 19A0100096 |
| 2 | 事業所の名称 | ほっとる一むk |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市国母二丁目8番2号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | ほっとる一むk株式会社
代表取締役 坂本 美恵 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和7年12月1日 |

甲府市告示第671号

次の者から、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく廃止届を受理したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和7年11月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190393 |
| 2 | 事業所の名称 | アウル訪問看護ステーション山梨 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市丸の内二丁目33番11号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 大阪府大阪府中央区上本町西
一丁目1番16号1202号室
株式会社ケアラボ
代表取締役 佐藤 国英 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護
介護予防訪問看護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和7年12月31日 |

国税徴収法第106条第2項の規定により、令和7年11月11日（告示第609号）に実施した公売にかかる公売財産の最高価申込者等を次のとおり決定し公告する。

令和7年11月25日

甲府市長 樋口 雄一

売却区分番号	公売財産の名称 所在・性質及び数量	最高価申込価格	次順位買受申込価格
		最高価申込者氏名	次順位買受申込者氏名
4	<p>(土地)</p> <p>1 所在 甲府市北口三丁目 地番 68番1 地目 宅地 地積 71.74㎡</p> <p>(建物)</p> <p>1 所在 甲府市北口三丁目 68番地1 家屋番号 68番1 種類 事務所 構造 鉄筋コンクリート 造陸屋根 4階建 床面積 1階46.13㎡ 2階47.70㎡ 3階47.70㎡ 4階7.37㎡</p> <p>土地と建物は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>7,160,000円</p> <p>(土地 4,367,600円 建物 2,792,400円)</p> <p>株式会社アイディーホーム 代表取締役 村松 裕</p>	なし

最高価申込者等の 決定年月日	令和7年11月11日(火)
最高価申込者に係る 売却決定日時	令和7年12月2日(火) 午前10時00分
次順位買受申込者に係る 売却決定日時	なし
売却決定の場所	甲府市役所市民部収納推進課

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年11月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙一覧表のとおり

2 縦覧場所

甲府市役所産業部農林振興室林政課

甲府市のホームページ

(リンク：[https://](https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/keieikanrisyusekikeikaku.html)

www.city.kofu.yamanashi.jp/shinrin/keieikanrisyusekikeikaku.html)

3 本公告により、甲府市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年11月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

令和7年度こうふはっこうマルシェ企画運營業務

2 業務概要

甲府市内には、日本ワイン発祥の地としてのワインをはじめ、甲州味噌、地ビールなど、発酵食品が多く、発酵文化が根付いている。また、ジュエリー産業に関してはドイツのイーダー・オーバーシュタイン市と並ぶ「世界二大宝石加工の街」で、世界的にも珍しい宝飾の集積産地でありその出荷額は全国でもトップクラスである。

これら素晴らしい文化をもつ本市の魅力を、市民はもとより全国に発信するため、はっこうマルシェを開催する。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、共同企業体の場合は、構成員全てが甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けているものとし、第1号の要件は代表者が満たすもの、第2号から第6号の要件は代表者及び構成員が全て満たすもの、第7号の要件は代表者または構成員のいずれかが満たすものとする。

- (1) 甲府市内に本店又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本業務に係る公募の日から契約締結日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 市税の滞納がない者であること。
- (7) 令和2年度から令和6年度までに、国又は地方公共団体等が発注した類似業

務を履行した実績を、元請けとして1件以上有していること。

5 手続等

- (1) 令和7年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務公募型プロポーザル実施要項（以下「公募型プロポーザル実施要項」という。）、令和6年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務仕様書及び令和6年度こうふはっこうマルシェ企画運営業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領等の関係書類を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部商工観光室商工課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5694（直通）

FAX：055-227-8065

電子メール：syoukous@city.kofu.lg.jp

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年11月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字中耕地3977番1、3978番1、3980番1、
3980番2、4042番1、4042番3、4044番1及び
4044番3
以上8筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町4050番地
小菅 三郎

甲府市告示第676号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和7年11月26日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	公益財団法人住吉偕成会
2	事業者の所在地	甲府市住吉四丁目10番32号
3	事業所名	公益財団法人住吉偕成会ハピアすみよし
4	事業所の所在地	甲府市住吉四丁目11番5号
5	事業の種類	生活介護
6	指定事業所番号	1910100971
7	廃止年月日	令和7年11月30日

甲府市告示第677号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和7年11月26日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
2	事業者の所在地	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
3	事業所名	ケアリッツ南甲府
4	事業所の所在地	甲府市住吉五丁目22番14号ヤマリンビル206号室
5	事業の種類	居宅介護
6	主たる対象者	特定無し
7	指定事業所番号	1910104288
8	指定年月日	令和7年12月1日

甲府市告示第678号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和7年11月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物、これに付属する工作物及び立木その他土地に定着する物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 建築物の所在等

所在地 甲府市青沼二丁目307番地

建築物1（主である建物）

家屋番号 307番

種類 居宅

構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建

延床面積 69.53平方メートル

建築物2（附属建物）

符号 1

種類 物置

構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

延床面積 4.55平方メートル

2 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

3 措置の期限

令和7年12月12日

所有者等が期限までに2の措置を行わない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行い、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 動産等の取扱い

市長等が2の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、5の問合せ先へ通知すること。

5 問合せ先

甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課

電話 055-237-5350

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第975号 |
| (2) 業務名称 | 森林経営管理制度 森林整備事業業務委託（間伐） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月27日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店若しくは本社を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年11月28日（金）～令和7年12月5日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分

- 令和7年12月5日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和7年11月28日（金）～令和7年12月5日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時00分～午後5時00分
令和7年12月5日（金）については、午後3時00分まで
イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年12月22日（月） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階 入札室1（控室：入札室2）
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において、「2 入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上

にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会11月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和7年11月27日午後2時00分に甲府市東公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和7年11月20日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請について
- 3 甲府市農地利用最適化推進委員の募集案内について
- 4 甲府市農業委員会の委員の補充について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第130号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年11月11日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110088号		
工事名	(更新-11) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市湯村三丁目地内（甲府市北部市民センターの西）		
工事概要	1	工事内容	HPPE φ100 L=238.0m HPPE φ75 L=13.5m HPPE φ50 L=5.0m 仕切弁. PE φ100 2基 仕切弁. PE φ75 1基 仕切弁. PE φ50 1基 消火栓 φ75 2基 φ200耐震補強継手設置 31箇所 φ150耐震補強継手設置 4箇所 φ75耐震補強継手設置 4箇所 φ150フランジ補強金具設置 1箇所 φ75フランジ補強金具設置 7箇所 臨給工 1式
	2	工期	令和8年5月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	78,210,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用

	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、3,900万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年11月27日
	10	入札日時	令和7年12月3日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年12月8日

	12	開札日時	令和7年12月12日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和7年12月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年12月10日まで
	2	回答	令和7年12月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年12月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第131号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、かつ、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和7年11月11日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 130063号		
工事名	下水道改良工事（地震対策R7-4）（余フ）		
工事場所	甲府市中央三丁目地内ほか		
工事概要	1	工事内容	マンホール耐震化対策工 N=3箇所 マンホール浮上抑制対策工 N=3箇所 路線延長 φ700 L=73m 管きょ更生工 φ700 L=71m 付帯工 1式
	2	工期	令和8年8月12日まで
	3	適用される余裕期間制度の方式の別及び工事開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和7年12月16日から令和8年2月13日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格（税込み）	96,162,000円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	6	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1件の工事請負額が、

			4, 800万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年11月27日
	10	入札日時	令和7年12月3日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和7年12月8日
	12	開札日時	令和7年12月12日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和7年12月15日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載

	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年12月10日まで
	2	回答	令和7年12月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年12月11日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第132号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和7年11月11日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 110078号		
工事名	(そ-16) 昭和浄水場高圧受配電設備更新工事		
工事場所	昭和町西条1413番地(昭和浄水場)		
工事概要	1	工事内容	高低圧受配電設備 1式 動力・制御ケーブルほか 1式 仮設受配電設備 1式 既設盤等の撤去工事 1式 その他工事 1式
	2	工期	令和10年7月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	852,500,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	競争入札参加資格	次の2者を構成員とする自主結成による特定建設工事共同企業体 ●代表構成員 1. 本店所在地指定なし 2. 「電気」評定値※859点以上 3. 特定建設業の許可 ●構成員 1. 給水区域内に本店を有する 2. 「電気」評定値※672点以上 ※直近の経営事項審査結果通知書の総

			合評定値の数値
	2	同種工事施工実績 (代表構成員)	公共施設等の電気設備工事。 ただし、1件の工事請負額が、 4億2,600万円以上の実績に限る。 元請として平成22年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	3	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	30
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	令和7年11月11日
	2	入札説明書等配付締切 日	令和7年11月19日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月11日
	4	申請書受付締切日	令和7年11月19日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果 通知日	令和7年11月26日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月11日
	7	設計図書配付締切日	令和7年11月27日
	8	設計図書に関する質問 開始日	令和7年11月11日
	9	設計図書に関する質問 締切日	令和7年11月27日
	10	入札日時	令和7年12月3日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表 日	令和7年12月8日
	12	開札日時	令和7年12月12日 午前9時20分
	13	落札者決定日	令和7年12月15日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月1日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和7年12月10日まで
	2	回答	令和7年12月11日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和7年12月11日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる。
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。
		部分払	請求できる。
年度支払限度額		令和7年度	341,000,000円
		令和8年度	102,300,000円
		令和9年度	81,840,000円
		令和10年度	残金

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市上下水道局告示第133号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和7年11月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）8号		
工事名	①下水道管布設工事（R7C-3） ②R7道路改良工事（市道和田平東線）		
工事場所	甲府市城東三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①下水道管布設工事 リブ付き硬質塩化ビニル管布設工（φ200） L = 35.0 m リブ付き硬質塩化ビニル管布設工（φ250） L = 5.4 m 人孔設置工（1号） 2箇所 既設管・人孔撤去工 1式 付帯工 1式 ②道路改良工事 自由勾配側溝工 L = 6 m 導水ブロック設置工 L = 1.6 m 舗装工 A = 11 m ² 区画線工 1式 構造物取壊し工 1式 付帯工 1式
	2	工期	令和8年3月18日まで
	3	予定価格 （税込み）	10,868,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	①下水道管布設工事 適用 ②道路改良工事 非適用

	5	週休2日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等又は下水道管布設工事等と道路工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が、500万円以上の実績に限る。元請として平成22年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年11月21日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年12月3日
	3	申請書受付開始日	令和7年11月21日
	4	申請書受付締切日	令和7年12月3日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年12月9日
	6	設計図書配付開始日	令和7年11月21日
	7	設計図書配付締切日	令和7年12月10日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年11月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年12月10日
	10	入札及び開札日時	令和7年12月15日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年12月11日 午後5時まで
	2	回答	令和7年12月12日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)

総務部 人事管理室 職員課 課長補佐 藤原直樹
退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 7年11月30日